

精神科認定看護師制度 ガイドブック

-2025 年 4 月-



一般社団法人日本精神科看護協会

ご挨拶

精神科認定看護師制度は1995年に創設され、日本精神科看護協会はこれまで931名(2025年4月現在)の精神科認定看護師を世に送り出してきました。2007年度には4つの認定分野を10の専攻領域に細分化し、カリキュラムの充実等の大幅な制度の改正を実施しました。しかし、2007年の制度改正時に国の施策を見据えて専攻領域の細分化を行ったものの、精神科医療を取り巻く情勢の変化は非常に速く、再び時代が求めるニーズに合わない部分が出てきました。このような状況をふまえ、2011年度からプロジェクトを発足し、精神科認定看護師の実践力のさらなる強化をめざして、役割の見直し、専攻領域の統合、教育課程の見直し等、精神科認定看護師制度の改正に向けて準備し、2015年度に再度、制度改正を行いました。

さて、近年の精神科医療を取り巻く情勢は、前述した以上に大きく変化し続けています。治療法の改善、患者・利用者の高齢化、対象となる精神疾患や障害の多様化、少子高齢化に伴う医療やケアの担い手不足、新型コロナウイルスによるパンデミック対応や物価高騰による経営環境の悪化など、その要因を挙げればきりがありません。これらの大きな変化に対して、私たち精神科看護職に対して社会が期待している役割、求められる職責は年々大きくなってきています。

日本精神科看護協会では、このような情勢を踏まえ、2025年度に精神科認定看護師制度の改正を行いました。改正されたカリキュラムは、高齢化、疾患の多様化、社会資源の活用など課題が輻輳する患者に対して卓越した看護を提供できる精神科認定看護師を養成する内容に進化・深化しています。精神科認定看護師をめざす方には、教育課程を通して「高い実践力」「広い視野と情報力」「強いネットワーク」が培われ、精神科認定看護師の存在は職場全体の看護力を向上させます。

精神科認定看護師を支えてくださる施設管理者の方へは、精神科認定看護師に対して引き続き、活動の場を是非ご提供いただきたくお願い申し上げます。精神科認定看護師の活躍は、必ずや健康を願う人々から選ばれる施設に、貴施設を導くものと考えます。

この制度の一層の発展と普及をめざして、本ガイドブックを作成いたしました。精神科医療への貢献を志して、日々活躍されている多くの看護師や施設管理者の方々に、ご活用いただきますよう願っております。

2025年4月1日

一般社団法人日本精神科看護協会 教育認定委員長
木戸 芳史

目 次

●精神科認定看護師制度について

精神科認定看護師制度設置規則	5
精神科認定看護師制度運営規則	8
精神科認定看護師の概要	12

●資格取得編

精神科認定看護師受講資格審査	18
精神科認定看護師教育課程	21
精神科認定看護師認定試験	37
これから精神科認定看護師をめざす方へ	39
資格取得に関する Q&A	41
精神科認定看護師の資格取得に関する費用	44

●精神科認定看護師活動編

精神科認定看護師の登録	45
活動実績の管理	48
精神科認定看護師更新審査	65
更新期間延長申請	68
資格の辞退・喪失・停止	69
資格の再取得	71
精神科認定看護師認定証書・アイテム・マーク	76
精神科認定看護師の更新、再取得などに関する費用	80

●参考資料

精神科認定看護師による診療報酬の算定	81
西暦・和暦早見表	83

●様式編

精神科認定看護師制度における各種様式一覧	84
様式 1 精神科認定看護師受講資格審査出願書	85
様式 2 ①常勤用 受講資格審査出願者 勤務状況証明書	86
様式 2 ②非常勤用 受講資格審査出願者 勤務状況証明書	87
様式 3 精神科看護実践事例報告書	88
様式 4 特定行為研修修了見込証明書	89
様式 5 精神科認定看護師教育課程 修業年数変更届	90
様式 6 精神科認定看護師志願者 辞退届	91
様式 7-1 精神科認定看護師認定試験出願書	92
様式 7-2 精神科認定看護師活動計画書	93
様式 10 精神科認定看護師認定更新申請書	94
様式 11 ①常勤用 勤務状況証明書	95
様式 11 ②非常勤用 勤務状況証明書	96
様式 12 実践活動報告書	97
様式 13 研修・研究活動等報告書	98
様式 14 研修・研究活動等報告一覧	99
様式 15-1 看護実務時間証明書（活動記録）No. 1	100
様式 15-2 看護実務時間証明書（活動記録）No. 2	101
様式 16 活動実績証明書	102
様式 17 研修会参加証明一覧表	104
様式 18 証明書類添付用紙	105
様式 20 更新期間延長申請書	106
様式 21 精神科認定看護師 認定資格辞退届	107
様式 30-1 精神科認定看護師 再取得申請書（一次審査）	108
様式 30-2 精神科認定看護師 再取得申請書（二次審査）	109
様式 31 理由書	110
様式 32 推薦状	111
様式 33 ①常勤用 精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書	112
様式 33 ②非常勤用 精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書	113

精神科認定看護師制度設置規則

(制度設置の目的)

第1条 一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)は、精神科の看護領域においてすぐれた看護技術と知識を用いて質の高い看護を実践できる看護師を養成するとともに、看護現場における看護ケアの質の向上をはかることを目的として、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度(以下「本制度」という。)を設置する。

(本協会の責務)

第2条 本協会は、前条の目的を達成するため、本制度により一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師(以下「精神科認定看護師」という。)を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

(本制度の運営)

第3条 本制度に関する検討および運営は、教育認定委員会が行う。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の認定)

第4条 精神科認定看護師とは、精神科認定看護師教育課程を修了した上で本制度における認定審査に合格し、精神科の看護領域においてすぐれた看護能力、知識を有すると認めた者をいう。

2 精神科認定看護師は、以下の役割を果たす。

- (1) すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること。
- (2) 精神科看護に関する相談に応じること。
- (3) 精神科看護に関する指導を行うこと。
- (4) 精神科看護に関する知識の発展に貢献すること。

(認定審査会の設置)

第5条 本協会は、精神科認定看護師を認定する審査を行うために、認定審査会を設ける。

- 2 認定審査会の委員は、会長が推薦し、理事会の議決を経て委嘱する。
- 3 認定審査会は、5名以上の委員をもって構成する。認定審査会の委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 4 認定審査会の委員には、医師1名以上および大学教授1名以上を含むようにしなければならない。
- 5 認定審査会の委員長および副委員長は委員の互選によって選任する。
- 6 認定審査会は、構成員の2/3以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数によって行う。
- 7 認定申請者と直接に利害関係を有する認定審査会の委員は、当該申請者に関する審査を行ってはならない。
- 8 認定審査会は、議事録を作成し保管するものとする。

(本協会の役割)

第 6 条 本協会は、精神科認定看護師の専門性を高めるため、精神科認定看護師の教育にふさわしい教育理念、教育目的の確立、教育課程の編成、講師の選任および精神科認定看護師教育機関の選定等を行う。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師の登録)

第 7 条 本協会は、認定審査に合格した者に、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師認定証を交付し、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師名簿に登録するものとする。名簿に登録した者については、その氏名を本協会の公式ホームページ等において所属支部名、および施設名と併せて公表するものとする。

2 精神科認定看護師認定証の有効期間は名簿登録日より5年とする。

(認定の更新)

第 8 条 本協会は、精神科認定看護師の資質保持のため、更新制を設ける。本協会の認定を受けた精神科認定看護師は、名簿登録日より 5 年ごとにこれを更新しなければならない。更新の際に必要な条件や更新の手続きは別に規則を設けて定める。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師資格の喪失ないし停止)

第 9 条 精神科認定看護師は、次の各号の 1 つに該当するときは、精神科認定看護師の資格を喪失ないし停止する。理事会は、精神科認定看護師の資格を喪失ないし期限を定めて停止させることができる。④から⑥に該当する場合、その精神科認定看護師に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。また、理事会は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

- ① 精神科認定看護師の資格を辞退したとき、会員でなくなったとき、本人が死亡したときのいずれかに該当するとき
- ② 精神科認定看護師の認定の更新を行わなかったとき
- ③ 精神科認定看護師制度運営規則第 14 条に定める認定更新を受けるための要件を満たさなかったとき
- ④ 資格の取得または更新のために虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ⑤ 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき
- ⑥ 倫理的あるいは社会的規範に反する行為を行い、精神科認定看護師としてふさわしくないとき

(精神科認定看護師資格の喪失ないし停止についての不服申立)

第 10 条 喪失、停止等の審査・決議に関して異議がある精神科認定看護師であった者は、理事会に対し、結果を通知した書面の発送日より 30 日以内に、書面にて再審査の請求をすることができる。

- 2 理事会は、精神科認定看護師であった者の請求に応じて再審査を実施する。但し、1 名以上の理事が必要と認めたときには、理事会の決議により異議の審査のための裁定委員会を設置することができる。
- 3 裁定委員会は異議について審議を行い、理事会に報告する。その見解を踏まえて、理事会が異議が相当かを決定する。
- 4 理事会は、再審査の結果を本人に通知する。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得)

第 11 条 前条により精神科認定看護師資格を喪失した場合であっても、精神科認定看護師であった者の申し出により、理事会が相当と認めた場合には、資格を再取得することができる。

2 再取得の要件は、精神科認定看護師制度運営規則に定め、手続きについては別途定める。

3 第 1 項は、この規則の施行前に資格を喪失した精神科認定看護師についても適用する。

(他の看護関係組織との連携)

第 12 条 本協会は、本制度と同等の資格を認定する他の看護組織と、同等の水準を保持するために連携を図る。

(一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則への委任)

第 13 条 本制度の運営の詳細に関しては、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度運営規則で定める。

(改廃)

第 14 条 この規則の改廃は、教育認定委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. この規則の発効前において社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として登録されている者は、そのまま、社団法人日本精神科看護技術協会精神科認定看護師として認定される。

附 則 3. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 4. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則 5. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 6. 本規則は平成 30 年 11 月 24 日に改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 7. 本規則は令和 6 年 3 月 9 日に改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、経過措置として令和 6 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

精神科認定看護師制度運営規則

(本規則制定の目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度(以下「本制度」という。)の円滑な実施のために、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規則(以下「制度設置規則」という。)を補完する目的で制定する。本制度の運営は、一般社団法人日本精神科看護協会(以下「本協会」という。)の定款及び精神科認定看護師制度設置規則に定めるもののほか、この規則の定めによるものとする。

(精神科認定看護師教育課程を受講するための要件)

第 2 条 精神科認定看護師教育課程を受講しようとする者は、一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師受講資格審査(以下「受講資格審査」という。)を受けなければならない。受講資格審査に出願することができる者は、次に定める要件の(1)および(2)のうちのいずれをも満たしていることを要する。

(1)日本国の看護師の免許を有すること。

(2)精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算 5 年以上の看護実務に従事し、そのうち通算 3 年以上は精神科看護実務に従事していること。

(受講資格審査申請の手続き)

第 3 条 受講資格審査に出願する者は、「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」に定める書類を指定された期日までに提出し、審査を受けるものとする。

2 受講資格審査に出願する者は、理事会が定める資格審査料を指定された期日までに納入しなければならない。

(受講資格審査の実施頻度)

第 4 条 受講資格審査は、年 1 回行い、その実施に関することは本協会の公式ホームページおよび本協会の会報等に「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」として掲載する。ただし、定員に満たない場合は、二次募集を行うことがある。

(受講資格審査出願者への審査結果の通知)

第 5 条 受講資格審査の出願がなされた場合において、会長は教育認定委員会の審査結果に基づき、その結果を受講資格審査出願者に通知しなければならない。

2 本協会は、受講資格審査に合格した出願者を精神科認定看護師志願者(以下、認定志願者という。)として精神科認定看護師志願者名簿に登録するものとする。

(修業年限)

第 6 条 精神科認定看護師志願者名簿に登録された者は、原則として 1 年以内に精神科認定看護師教育課程を修了するものとする。

2 所定の期間が経過した場合、それまでに修了した科目は無効とする。

- 3 認定志願者がやむを得ない理由により全課程が修了できないときには、修業年数変更届を提出し、教育認定委員会がやむを得ないと認めた場合に限り、修業年数を延長することができるものとする。

(精神科認定看護師教育課程)

第7条 精神科認定看護師教育課程における科目および時間数は、教育認定委員会が定め、公式ホームページ等で公表する。

- 2 認定志願者は、精神科認定看護師教育課程として定められた研修および実習を受講して全課程を修了する。
- 3 科目の修了判定は、本協会が選任した講師および教育認定委員会により行う。
- 4 本教育課程の履修免除の対象は、教育認定委員会が定める。

(認定試験の受験資格)

第8条 精神科認定看護師教育課程を修了した者(見込みの者を含む。)に精神科認定看護師認定試験(以下、認定試験という。)の受験資格を与える。

(認定試験の出願手続き)

第9条 認定試験の受験資格がある者で認定試験を受けようとする者は、「精神科認定看護師認定試験要項」に定める書類を指定された期日までに提出し、認定試験を受けるものとする。

- 2 認定試験を受けようとする者は、理事会が定める認定審査料を指定された期日までに納入しなければならない。

(認定試験の実施)

第10条 認定試験は年1回行い、その実施に関することは本協会の公式ホームページ等に「精神科認定看護師認定試験要項」として掲載するものとする。

(精神科認定看護師認定試験作問部会の設置)

第11条 本協会は試験に関する業務を行うために精神科認定看護師認定試験作問部会(以下、作問部会という。)を設ける。

- 2 作問部会は、5名以上の委員で構成する。委員のうち1名は教育認定委員および業務執行理事を含まなければならない。委員の任期は2年とし、再任することができる。
- 3 作問部会の委員長および委員は、教育認定委員会の議決を経て委嘱する。
- 4 作問部会は、業務を補佐するワーキンググループを設置することができる。

(認定審査)

第12条 制度設置規則第5条に定める認定審査会は、認定試験を受けた者、認定の更新を受けようとする者および再取得の審査を受ける者について審査を行い、その結果を理事会に答申して理事会が認定試験の合格者、更新を認める者および再取得を認める者を決定する。会長は、理事会の審査結果に基づき、その結果を本人に通知するものとする。

- 2 認定試験の不合格者から試験結果の開示請求があった場合は、得点を本人に通知する。

(精神科認定看護師の登録手続き)

第 13 条 精神科認定看護師の認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに理事会が定める認定登録料を添えて、本協会に提出しなければならない。

(認定更新を受けるための要件)

第 14 条 制度設置規則第 8 条が定める認定の更新を受けようとする者(以下、認定更新申請者という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。

(1)申請時に精神科認定看護師であること。

(2)精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が 2,000 時間以上であること。

(3)研修・研究活動等報告書の実績が 50 点以上であり、必須事項を含むこと。

2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。

(認定更新の申請手続き)

第 15 条 認定更新申請者は、精神科認定看護師認定証の有効期間 5 年の満了に伴い、「精神科認定看護師更新審査実施要項」に定める書類を指定された期日までに提出しなければならない。

2 認定更新申請者は、理事会が定める更新審査料を期日までに納入しなければならない。

(認定更新の申請期間)

第 16 条 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日前までの指定の期間内に行う。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。

(精神科認定看護師資格を喪失した場合の再取得の要件)

第 17 条 精神科認定看護師資格を再取得するには、理事会が必要と認める研修・試験を受けなければならない。この場合、理事会は、必要に応じて、教育認定委員会の意見を聴取することができる。

(認定更新の申請期間の延長)

第 18 条 認定更新を希望する者が申請期間内に更新手続きができないときには、更新期間延長申請書を提出し、理事会がやむを得ないと認めた場合に限り、更新手続きの期間を猶予することができるものとする。

(納入金の不返還)

第 19 条 認定にかかわる既に納入された審査料などは、返還しないこととする。

(本規則の改廃)

第 20 条 この規則の改廃は、教育認定委員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 1. この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規則は一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日に「社団法人日本精神科看護技術協会を一般社団法人日本精神科看護協会」と書き換える。

附 則 2. 本規則は平成 25 年 11 月 30 日に改正、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

- 附 則 3. 本規則は平成 26 年 4 月 26 日に改正、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 2 条、第 3 条については、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。なお、経過措置として平成 26 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 附 則 4. 本規則は平成 28 年 3 月 26 日に改正、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 5. 本規則は令和元年 11 月 23 日に改正、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 6. 本規則は令和 6 年 3 月 9 日に改正、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本規則第 2 条、第 3 条については、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。なお、経過措置として令和 6 年 4 月時点で認定志願者として登録されている者は本規則改正前の制度を適用し、認定試験合格後に本規則を適用する。この経過措置は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

精神科認定看護師制度の概要

1. 精神科認定看護師制度の目的

日本精神科看護協会では、精神科の看護領域においてすぐれた看護技術と知識を用いて、質の高い看護を実践できる看護師を養成するとともに、看護現場における看護のケアの質の向上をはかることを目的とし、精神科認定看護師制度を創設した。

2. 制度の変遷

本協会では、専門性の高い看護婦・看護師養成の制度化について1970年代半ばから検討をしていた。その後、当時の厚生省(現 厚生労働省)は、1987年の「看護制度検討会」の報告書において専門看護婦(士)を育成する必要があることを示した。このような社会の要請を背景に、精神科の看護師においても制度に対する関心が高まり、当協会では1993年から制度の実現に向けて具体的な検討が開始した(表1)。当時は、当協会の多くの会員が勤務する全国の精神科病院の状況から、大学院レベルの専門看護師の育成は時期尚早であると判断し、本協会は単位加算制という独自の教育システムを導入した「精神科認定看護婦・看護師」の認定制度(現 精神科認定看護師制度)を検討することとなった。そして、1994年の通常総会において認定制度の承認と併せて、認定制度の研修会を開催するための研修会場の確保のために協会事務局の移転も承認され、年間を通して研修会を実施することができるようになった。このように1995年以降に精神科認定看護師の本格的な養成が始まり、1997年に精神科認定看護師が誕生した。制度創設時には、精神科の認定分野として4分野を規定した(表2)。

その後、制度創設から10年を迎えた2005年に「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」を発足し、精神科認定看護師による看護介入の効果を検証する視点から認定分野の見直し等を検討した。その結果、これまで4分野であった認定分野を2007年に10の専攻領域(表2)に細分化し、本協会が指定する施設での実習の実施やカリキュラムの充実等の大幅な制度の改正を実施した。

しかし、近年の精神科医療の制度や医療内容の変化のスピードは速い。国の施策を見据えて専攻領域の細分化を行ったものの、精神科医療を利用する対象者の疾患や病態像が多様化し、複数の専攻領域の知識が必要となる看護実践が求められるようになった。また、看護界では、大学や大学院における教育が充実し、厚生労働省では2010年から「チーム医療推進会議」等において看護師の「特定行為」の議論が始まった。このようなことを背景に、本協会では2011年に「精神科認定看護師制度の方向性に関するプロジェクト」を発足させ、今後の精神科認定看護師制度の方向性や教育制度のあり方等に関する議論を重ねた。そして、翌年、「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」において「精神科認定看護師制度の改正の概要(案)」を取りまとめた。この取りまとめでは、精神科認定看護師は、精神科看護領域を専門とする認定看護師とし、役割の見直し、専攻領域の統合、教育課程の見直し等が提言され、2015年4月に制度を改正した。

そして、制度のさらなる普及をめざして2016年に「精神科認定看護師制度の将来ビジョン10カ年計画(案)」を作成、今後10年間で精神科病院の約半数に精神科認定看護師を配置することをめざすことが掲げられた。その後、2018年に「特定行為研修制度に関する検討プロジェクト」を発足し、精神科における特定行為研修へのニーズや精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入の是非について検討し、2019年に精神科認定看護師教育課程において特定行為研修の共通科目を組み込むことになった。その翌年に起きた新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、本協会事業も大きな影響を受け、精神科認定看護師教育課程の休講、制度改正時期の見直しを余儀なくされた。その間、研修会のオンライン化が行われ、2021年に「精神科認定看護師がめざすべき目標」を作成、その後は精神科認定看護師教育課程の再編、精神科認定看護師の更新審査の見直しやフォローアップ体制の充実等を検討し、2025年4月に精神科認定看護師制度が改正された。

表 1 精神科認定看護師制度の変遷

	年	主な出来事
制度の準備期	1993 年	本協会において「専門看護婦・看護師認定制度検討委員会」を設置。
	1994 年	通常総会において精神科認定看護師・看護師制度を承認。
第 1 期	1995 年	本格的に精神科認定看護師の養成。精神科認定看護師制度に関する規則の施行。
	1997 年	精神科認定看護師(5 名)が誕生。
	2005 年	「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」において、認定分野の見直し等を検討。
第 2 期	2007 年	精神科認定看護師制度改正、4 分野から 10 領域へ。
	2011 年	「精神科認定看護師制度の方向性に関するプロジェクト」において、認定制度のあり方を検討。
	2012 年	診療報酬の「精神科リエゾンチーム加算」の算定要件に精神科認定看護師が認められる。「精神科認定看護師制度検討プロジェクト」が「精神科認定看護師制度の改正の概要(案)」を提示。 精神科認定看護師マークを制作(図 1)。
第 3 期	2015 年	精神科認定看護師制度改正(2 回目)、精神科看護領域を専門とする認定看護師として専攻領域を統合。
	2016 年	診療報酬の「認知症ケア加算 1」の算定要件に精神科認定看護師が認められる。制度の普及をめざして、「精神科認定看護師制度の将来ビジョン 10 カ年計画(案)」を作成
	2018 年	「特定行為研修制度に関する検討プロジェクト」において、精神科認定看護師制度における特定行為研修の導入の是非を検討。
	2019 年	「特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト」において精神科認定看護師制度改正にむけた検討を開始。
	2020 年	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、精神科認定看護師教育課程を休講。
	2021 年	制度改正にむけ、「精神科認定看護師がめざすべき目標」を作成。 精神科認定看護師教育課程にオンラインを導入。
	2022 年	診療報酬の「療養生活継続支援加算※」「機能強化型訪問看護管理療養費」の算定要件に精神科認定看護師が認められる。
第 4 期	2025 年	精神科認定看護師制度改正(3 回目)、特定行為研修制度の共通科目を精神科認定看護師教育課程に導入した。

※療養生活継続支援加算は要件が緩和され、2024 年度以降は精神科認定看護師は位置づけられていない。

	コンセプト ・精神科認定看護師の英語表記「Certified Expert Psychiatric Nurse」の頭文字である「CEPN」をデザインしたマークである。 ・背景のトライアングルのモチーフは、知識、技術、経験を表している。バランスのとれたスキルは精神科認定看護師の確かな実践力を示す。
---	--

図 1 精神科認定看護師マーク

表 2 精神科認定看護師の認定分野と専攻領域の変遷

年	内 容
1995 年 9 月～ 2007 年 3 月	認定看護分野 (1)精神科救急・急性期看護 (2)精神科リハビリテーション看護 (3)思春期・青年期精神科看護 (4)老年期精神科看護
2007 年 4 月～ 2015 年 3 月	専攻領域 (1)退院調整 (2)行動制限最小化看護 (3)うつ病看護 (4)精神科訪問看護 (5)精神科薬物療法看護 (6)司法精神看護 (7)児童・思春期精神看護 (8)薬物・アルコール依存症看護 (9)精神科身体合併症看護 (10)老年期精神障害看護
2015 年 4 月～	専攻領域を統合、精神科看護領域を専門とする認定看護師

3. 精神科看護の定義

本協会は、2004 年に「精神科看護」を「精神的健康について援助を必要としている人々に対し、個人の尊厳と権利擁護を基本理念として、専門的知識と技術を用い、自律性の回復を通して、その人らしい生活ができるよう支援することである。」と定義し、今日に至っている(表 3)。

この定義は、精神科看護の対象を「精神的健康について援助を必要とする人々」と幅広くとらえ、精神科看護の基本理念を「個人の尊厳と権利擁護」とし、「自律性の回復」と「その人らしい生活」の実現をめざした支援を行うのが精神科看護であるとしている。

このように定義された精神科看護の実践には、「専門的知識と技術」が必要である。精神科認定看護師制度は、精神科看護の定義をふまえ、より質の高い「専門的知識と技術」の習得と、実践における深化を図ることを目標に制度運用やカリキュラムの編成を行っている。

表 3 精神科看護の定義

精神科看護とは、精神的健康について援助を必要としている人々に対し、個人の尊厳と権利擁護を基本理念として、専門的知識と技術を用い、自律性の回復を通して、その人らしい生活ができるよう支援することである。

4. 精神科認定看護師の役割

精神科認定看護師は、精神科看護の専門的知識や技術を用いて質の高い精神科看護の「実践」「相談」「指導」「知識の発展」の 4 つの役割を担っている。特に質の高い実践を中心に、精神科看護の現場で起こる様々な状況に対応する力を発揮し、他部門との連携、調整役、看護上の困りごとの相談役、院内教育を活性化させるなどの活動を通して現場の精神科看護が向上することが期待される(表 4、図 2)。

表 4 精神科認定看護師の役割

- すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること。
- 精神科看護に関する相談に応じること。
- 精神科看護に関する指導を行うこと。
- 精神科看護に関する知識の発展に貢献すること。

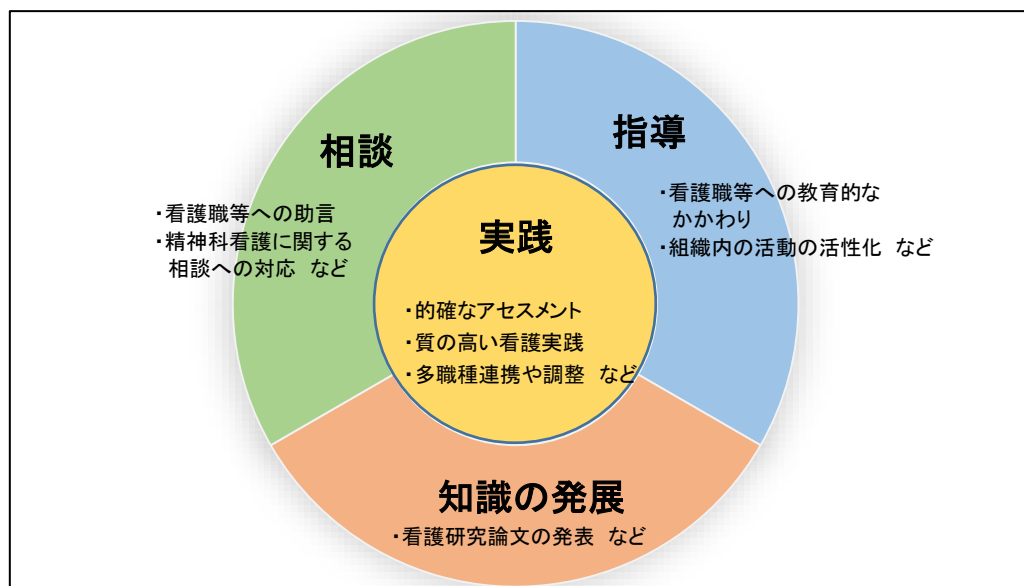


図 2 精神科認定看護師の役割と実践内容

5. 精神科認定看護師がめざすべき目標

2025 年の精神科認定看護師制度の改正では、精神科認定看護師は、精神科看護の高度な専門性を備えるため「個人の能力の向上」、精神科認定看護師としての役割を果たすための「組織における有用性」の観点を重視しながら、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるように精神科認定看護師教育課程を見直した。そして、「精神科認定看護師が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに参画し、地域共生社会に貢献すること」を制度改正の方向性として掲げ、この方向性に基づいて、精神科認定看護師がめざすべき目標を作成した。

表 5 精神科認定看護師がめざすべき目標

- ①精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての 4 つの役割機能(実践, 相談, 指導, 知識の発展)を適切に遂行できる。
- ②時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
- ③精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

6. 資格取得から更新までの流れ

精神科認定看護師の資格を取得するためには、受講資格審査に合格した上で精神科認定看護師教育課程の修了、精神科認定看護師認定試験に合格することが必要である。そして、精神科認定看護師の資質保持の観点から5年毎に更新制を設けている。資格要件などの制度の概要は表6を参照。

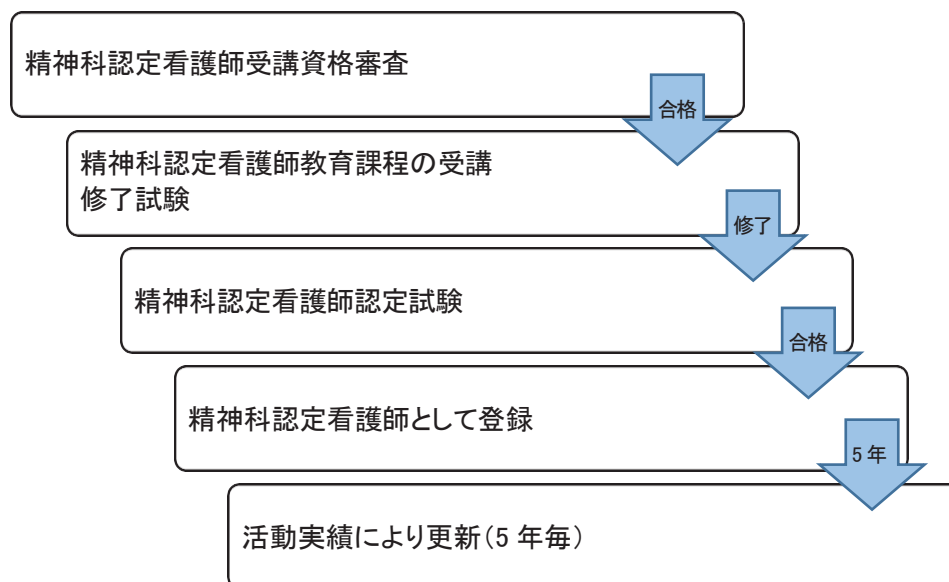


図3 精神科認定看護師の資格取得と更新の概要

表 6 精神科認定看護師制度の概要

認定制度創設年	1995 年
名	称
	精神科認定看護師
目	的
	精神科の看護領域においてすぐれた看護技術と知識を用いて質の高い看護を実践できる看護師を養成するとともに、看護現場における看護ケアの質の向上をはかる。
役	割
	(1)すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を実践すること。 (2)精神科看護に関する相談に応じること。 (3)精神科看護に関する指導を行うこと。 (4)精神科看護に関する知識の発展に貢献すること。
資格要件	(1)日本国の看護師の免許を有する者 (2)看護師の資格取得後、通算 5 年以上の看護実務に従事し、そのうち通算 3 年以上の精神科看護実務に従事していること。 (3)精神科認定看護師教育課程を修了した者 (4)上記 1～3 の要件を満たし、教育認定委員会の実施する精神科認定看護師認定試験に合格し、申請のあった者を精神科認定看護師として認定する。また、日本精神科看護協会の会員であることが必須である。
教育課程	「精神科認定看護師受講資格審査」に合格することにより精神科認定看護師教育課程を受講できる。 本教育課程は、総時間 770 時間で、修了試験に合格することにより精神科認定看護師認定試験の受験資格を与える。 (1)共通科目 : 335 時間 (2)認定科目 : 225 時間 (3)演習・実習 : 210 時間
精神科認定看護師認定試験	面接
更	新
	精神科認定看護師として登録後、5 年毎に更新する。

精神科認定看護師受講資格審査

精神科認定看護師受講資格審査(以下、受講資格審査)は、精神科認定看護師教育課程の入学試験に該当する。受講資格審査の出願にあたっては、以下の内容を確認し、指定された出願期間内に書類を提出することが必要である。

1. アドミッションポリシー

日本精神科看護協会では、「精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する」という精神科認定看護師教育課程の基本理念に基づき、精神科認定看護師を養成している。この教育理念を実現するため本教育課程では、以下のアドミッションポリシーに示すような人を求めている。

表 1 アドミッションポリシー

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的人権を尊重できる人 2. やさしさ・温かさを有する人 3. 自分の意見を率直に伝えられる人 4. 他者の意見に耳を傾けられる人 5. 精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人 6. 困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人 7. 社会や組織の動向に関心をもちつづけられる人 8. 現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人 9. 精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人 10. 基本的な文章表現力が備わっている人 |
|---|

2. 実施について

- ・受講資格審査は、本協会の教育認定委員会により実施する。
- ・受講資格審査は、年 1 回実施する。ただし、募集人員に満たなかった場合は、二次募集を行うことがある。
- ・受講資格審査の募集人員、出願期間、審査日程、審査会場等については「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」に提示し、本協会ホームページ(以下、「日精看オンライン」)および日精看ニュース等において公表する。

3. 出願要件について

受講資格審査に出願できる者は、出願の時点で表 2 の要件を満たすことが必要である。出願要件を満たしているか不明確な場合は、表 3 を参照すること。

表 2 受講資格審査の出願要件

1. 日本国の看護師の免許を有すること。
2. 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。
ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算 5 年以上の看護実務に従事し、そのうち通算 3 年以上は精神科看護実務に従事していること。

表 3 精神科看護に該当する勤務経験の例

- ・精神科病院、精神科病棟、精神科外来における勤務
- ・精神科以外の病院や施設での認知症患者やせん妄、うつ状態の患者に対する看護
- ・精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護
- ・精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務
- ・精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務

4. 出願手続きについて

1) 出願書類について

- ・受講資格審査に出願する者は、出願書類(表 4)を教育認定委員会に提出する。
- ・記載にあたっては、受講資格審査出願要項と合わせて日精看オンラインで公表している「出願の手引き」を確認すること。なお、書類に不備がある場合は受理しない。

表 4 受講資格審査の出願書類

1. 精神科認定看護師受講資格審査出願書(様式 1)※
2. 受講資格審査出願者勤務状況証明書(様式 2)
3. 精神科看護実践事例報告書(様式 3)
4. 看護師の免許証の写し(A4 サイズにコピー)
※共通科目の履修免除を希望する場合は、特定行為研修修了証の写し(A4 サイズにコピー)を提出
また、指定研修機関において特定行為研修の修了見込みの時は、特定行為研修修了見込証明書(様式 4)を提出

2) 出願書類の入手方法

- ・出願書類は、日精看オンラインからダウンロードすることができる。

3) 出願書類の記入方法

- ・出願書類は A4 サイズでプリントアウトする。
- ・記入にあたっては、パソコンで作成しても、手書きでもどちらでも差し支えない。
- ・具体的な記入方法や記入上の注意事項は「出願の手引き」を日精看オンラインで確認すること。

4) 出願書類の提出について

- ・出願書類は、日精看オンラインに公開している「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」で出願期間と提出先を確認し、その期間内に必着で郵送する。
- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。出願書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5. 履修免除について

- ・特定行為研修修了者は、精神科認定看護師教育課程の共通科目の履修免除を申請することができる。(共通科目の受講を希望する場合は、申請の必要はない)。
- ・履修免除の申請を行う場合は、様式 1 に必要事項を記載し、特定行為研修修了証の写し(A4 サイズにコピー)を出願書類と合わせて提出する。
- ・受講資格審査に合格後、共通科目(335 時間)の受講および受講料を免除する。

6. 受講資格審査料について

- ・受講資格審査料は、上記の出願書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・出願の時点で本協会に入会している場合(当該年度の会費を支払っていること)は会員価格とし、本協会に入会をしていない場合は非会員価格とする。

7. 審査について

- ・受講資格審査は書類審査と小論文審査によって、教育認定委員会により可否を判定する。
- ・書類審査は、出願書類として提出された書類について審査する。
- ・小論文審査は、当日、審査会場において実施(原稿用紙に手書きの予定)する。
- ・審査結果は、文書で本人に通知する。また、合格者の受験番号をオンラインで公表する。
- ・やむを得ない理由により受審できなかった者で、教育認定委員会の承認があった場合は追試験を受けることができる。

8. 合格後の手続きについて

- ・審査に合格した者は精神科認定看護師志願者(以下、認定志願者)として認定志願者名簿に登録され、精神科認定看護師教育課程を受講することができる。
- ・審査に合格した者は精神科認定看護師教育課程の受講のための申込み等の手続きが必要である。また、受講料は指定された期日までに支払うものとする。

精神科認定看護師教育課程

本教育課程は、精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるように編成した。

1. 基本理念

精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。

2. 教育目的

質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的な能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。

3. ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーとは、修了の判定をするための基本的な考え方や方針を示したものである。本教育課程の基本理念に基づき、全ての教育課程を受講し、以下のような能力を身につけた認定志願者を精神科認定看護師教育課程の修了者として認定する。

表 5 ディプロマ・ポリシー

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者が望む生活や希望を聴くことができる(実践) 2. 知識を応用して看護実践に活かすことができる(実践) 3. 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる(実践) 4. 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる(相談) 5. 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる(実践・相談・指導) 6. 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる(指導・知識の発展) 7. その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる(知識の発展) 8. 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる(知識の発展) 9. 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる(実践・相談・指導・知識の発展) |
|---|

※カッコ内は、精神科認定看護師の役割を示す

4. カリキュラム

カリキュラムは、「共通科目」、「認定科目」、「演習・実習」の3つの科目区分で構成されている(表 6)。各科目とディプロマ・ポリシーの関係性を図 1 に示す。また、学習する内容およびスケジュールの詳細はシラバスに掲載する。シラバスは日精看オンラインで公開する。

1) 共通科目

共通科目は 6 科目で構成し、看護師として高度な臨床実践能力を養う科目として位置づけている。本教育課程の共通科目は、「特定行為に係る看護師の研修制度」に定められた共通科目と同等の内容で構成された研修会で学ぶ(注:本教育課程の受講のみでは、特定行為研修修了者にはならない)。

2) 認定科目

認定科目は 14 科目で構成し、精神科認定看護師の役割を理解し、質の高い看護実践力を養う科目として位置づけている。精神科看護の基本となる考え方、精神科認定看護師として必要な力を養う。

3) 演習・実習

演習・実習は 3 科目で構成し、精神科認定看護師の役割を実践するための能力を養う科目として位置づけている。共通科目、認定科目で学んだ知識とこれまでの経験を総合的に活用し、精神科認定看護師としての役割を実践的に学ぶ。

表 6 精神科認定看護師教育課程のカリキュラム一覧

共通科目	時間数	認定科目	時間数	演習・実習	時間数
臨床病態生理学	40	ライフサイクルとメンタルヘルス	15	総合演習	30
臨床推論	60	精神科看護に関連した法規と制度	15	臨地実習Ⅰ	135
フィジカルアセスメント	60	精神科医療の治療を支える技術	30	臨地実習Ⅱ	45
臨床薬理学	60	精神科看護学	15		
疾病・臨床病態概論	55	精神科看護における看護倫理	15		
医療安全学／特定行為実践	60	意思決定支援	15		
		関係性を築く技術	15		
		安全を守る技術	15		
		地域生活を支える技術	15		
		リエゾン精神看護	15		
		看護研究	15		
		教育論	15		
		コンサルテーション論	15		
		看護マネジメント論	15		
小計	335	小計	225	小計	210
合計					770

※時間数は「45 分＝1 時間」で表記(みなし時間) ※15 時間＝2 日間(1 日あたり 6 時間受講する場合)

ディプロマ・ポリシー		①対象者が望む生活や希望を聴くことができる	②知識を応用して看護実践に活かすことができる	③多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる	④対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる	⑤倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる	⑥自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる	⑦その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる	⑧精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる	⑨現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる
精神科認定看護師の役割	実践	◎	◎	◎		○				○
	相談				◎	◎				○
	指導					○	◎			○
	知識の発展						◎	◎	◎	○
科目名										
共通科目	臨床病態生理学		◎	○	○					○
	臨床推論		◎	○	○					○
	フィジカルアセスメント		◎	○	○					○
	臨床薬理学		◎	○	○					○
	疾病・臨床病態概論		◎	○	○					○
	医療安全学／特定行為実践		◎	○	○	◎				○
認定科目	ライフサイクルとメンタルヘルス		◎	◎	○			○		○
	精神科看護に関連した法規と制度	○	◎	○		○		◎		○
	精神科医療の治療を支える技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	精神科看護学		○	○			◎		◎	
	精神科における看護倫理	○	○	◎	○	◎	○	○		○
	意思決定支援	◎	○	◎	○	○				○
	関係性を築く技術	◎	○	◎	○	○	○		○	
	安全を守る技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	地域生活を支える技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	リエゾン精神看護	○	◎	◎	○	○		○		○
	看護研究		○	○	○		◎	○	◎	○
	教育論				◎	○	◎		○	
	看護マネジメント論		○	○	◎			○		◎
	コンサルテーション論	○	○	◎	◎	○	○			○
実演・実習	総合演習	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎
	臨地実習Ⅰ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎
	臨地実習Ⅱ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎

◎:強い関係

○:やや強い関係性

空白:副次的関係ありもしくは関係性なし

図1 ディプロマ・ポリシーと各科目の関係性

4)開催方法について

共通科目、認定科目は、本協会が主催する研修会を指定された受講日に受講する。研修会は、オンデマンド配信、ライブ配信、集合研修のいずれかの方法で開催する(表 7)。

表 7 研修会の開催方法について

	オンデマンド配信	ライブ配信	集合研修
受講日	指定された期間	指定の日時	指定の日時
受講方法	オンライン (e-ラーニングシステム)	オンライン (e-ラーニングシステム、 オンライン会議システム)	会場参加
受講場所	勤務先、自宅等	勤務先、自宅等	東京研修会場 または本協会が指定する場所

5)テキストについて

精神科認定看護師教育課程においてテキストの指定はない。ただし、研修会等で参考図書を紹介することがある。

5. 修業年数

- ・精神科認定看護師教育課程の修業年数は原則として1年とする。
- ・やむを得ない理由により全課程の修了ができない場合は、協会事務局認定事業担当に連絡して修業年数を変更する手続きを行う。
- ・定められた期間内に修了できず修業年数の変更が行われていない場合や不正行為があった場合は、それまでに修了した科目は無効とする。

6. 科目の修了判定について

1)修了要件について

修了要件は、以下の①、②の基準をいずれも満たしていることが必要であり、科目毎に定める。

- ①各科目に定められた出席時間数が規定以上であること
- ②各科目の評価が合格基準以上であること

2)出席時間数について

- ・共通科目、認定科目の修了要件を満たすための出席時間数は、表 8 のとおりである。
- ・研修会の開催方法により必要な出席時間数が異なるので、注意すること。
- ・出席時間数が規定に満たない場合は修了判定を行わない。

表 8 必要な出席時間数

科目区分	共通科目・認定科目			演習・実習
開催方法	オンデマンド配信	ライブ配信	集合研修	演習・実習要項に示す
必要な出席時間数	配信された動画を100%視聴すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の90%以上出席すること

3) レポートについて

出席にあたり、課題レポートなどの提出が求められた場合は、定められた期日までに指定された方法で提出すること。提出がない場合は、受講を認めない。

4) 欠席について

やむを得ない理由により欠席をした場合は、その理由を証明する書類を提出することにより出席時間数を教育認定委員会で判断する。

5) 修了判定の方法

- ・修了判定は、科目担当講師が判定の方法をシラバスに定め、科目担当講師により行う。
- ・共通科目については、科目修了試験を実施する。
- ・認定科目については、科目の試験、課題レポート等により判定する。
- ・演習・実習については、課題レポートやプレゼンテーション等により判定する。

6) 試験料

- ・科目の修了判定を受ける時(筆記試験、課題レポートなど)は所定の試験料を支払う。
 - ・やむを得ない理由により修了判定を受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。
- 再試験・追試験は、所定の試験料を支払う。

7) 成績の評価方法

- ・成績の評価は、4段階で判定し、A判定からC判定の範囲内である場合は修了と判定し、D判定の場合は再履修とする。
- ・再履修となった時は、修業年数変更届を提出し、次年度にその科目を再度、履修する。

評価	得点
A	80 点以上
B	70～79 点
C	60～69 点
D	59 点以下

7. 受講状況の管理

- ・認定志願者の受講履歴や修了判定等については、協会事務局において管理する。

8. 教育施設

1) 研修会場

集合研修の場合は、東京研修会場で実施することを基本とする。そのほかに、本協会が指定する場で実施する。

●東京研修会場

住 所 : 〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33
品川キャナルビル 7F 一般社団法人日本精神科看護協会
電話/FAX : 03-5796-7033 / 03-5796-7034
アクセス : 羽田空港から京浜急行で約 20 分、東京駅から JR 各線で約 10 分、
「品川駅」下車、港南口より徒歩 10 分

2) 実習施設

臨地実習Ⅰは、以下の「実習施設要件」および「実習指導者の要件」を満たし、協会が指定した施設において実習指導者の指導のもと実施する。臨地実習Ⅱは認定志願者の自施設で行うことを基本とする。ただし自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う。

【協会指定実習施設の要件】

- ①本協会および本制度に賛同していること。
- ②教育指導体制が整っていること。
- ③複数の実習生を受け入れられること。
- ④実習目的を達成するための事例数の確保ができること。

【実習指導者の要件】

- ①指導責任者は、看護師長もしくはそれに準ずる職にある者とする。
- ②実習指導者は、精神科認定看護師もしくは精神科看護における経験が 5 年以上である者、教育認定委員会が指導者としてふさわしい実践能力を有していると判断した者とする。

9. 指導体制

研修会、演習・実習は、次の項目に該当する者を科目担当講師、指導担当講師として選任して実施する。

- ①看護教育分野において教職活動をしている者
- ②精神科看護領域において質の高い看護実践をしている者
- ③教育認定委員会が認めた者

1) 科目担当講師

- ・全ての科目に、科目の責任者である科目担当講師を配置する。
- ・共通科目および認定科目の科目担当講師は各科目1名を基本とし、演習・実習の科目担当講師は複数名とする。
- ・科目担当講師の選任は教育認定委員会が行い、任期は1年とする。
- ・科目担当講師は、シラバス(演習実施要項、実習要項を含む)の作成、認定志願者への講義や指導、修了判定等を行う。

2) 指導担当講師

- ・科目担当講師以外の研修会や演習・実習の講師、あるいは、ファシリテーター等を指導担当講師とする。
- ・指導担当講師は、認定志願者への講義や指導等を行う。必要に応じて、認定志願者の学習状況を科目担当講師に報告する。

10. 修学について

1) 精神科認定看護師教育課程の受講の流れ

- ・教育課程は4月に開講し、共通科目、認定科目の研修会を4月から10月の間に実施する。
- ・演習・実習は9月から1月に実施する。
- ・研修会等の年間スケジュールは、毎年2月に本協会が発行するスタディガイドに掲載する。

前期(研修会受講)				後期(演習・実習期間)			
4～7 月	8 月～10 月			9 月～1 月			
共通科目	認定科目			演習・実習			
	【受講要件】 全ての共通科目を修了していること (見込みを含む)			【受講要件】 全ての共通科目、認定科目 を修了していること (見込みを含む)			
看護師として高度な 臨床実践能力を養う	精神科認定看護師としての役割を理解し、 質の高い看護実践力を養う			精神科認定看護師としての 役割を実践するための 能力を養う			
病態の理解と薬理 医療安全	精神科看護の基本となる考え方			精神科認定看護師としての 役割の実践			
臨床病態生理学	ライフサイクルと メンタルヘルス			総合演習			
臨床推論	精神科看護に関連 した法規と制度				臨地実習 Ⅰ		
フィジカルアセスメント	精神科医療の治療 を支える技術				臨地実習 Ⅱ		
臨床薬理学		精神科看護学					
疾病・臨床病態概論		精神科看護に おける看護理論					
医療安全学/特定行為実践		意思決定支援					
		関係性を築く技術					
			安全を守る技術				
			地域生活を 支える技術				
			リエゾン精神看護				
		精神科認定看護師として必要な力					
	看護研究	教育論					
		看護マネジメント論					
			コンサルテーション論				

図 2 精神科認定看護師教育課程 受講の概要

2) 研修会

(1) 共通科目研修会

・共通科目は、知識を確実に修得するため、図 3 に示す「①講義」「②共通科目演習」「③共通科目実習」順で段階的に学習を進める。各科目の開催方法と受講日数を表 9 に示す。

・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。

- ①講義：学研メディカルサポートの e-ラーニングシステムでオンデマンド配信を受講し、その講義のテストを受ける。「①講義」の完了要件を満たすと「②共通科目演習」に進むことができる。
- ②共通科目演習：研修会システム「マナブル」からオンライン会議システム Zoom にアクセスする。オンラインでグループワーク、ディスカッション等を行う。「②共通科目演習」の完了要件を満たすと「③共通科目実習」に進むことができる。
- ③共通科目実習：東京研修会場、または、本協会が指定する場所で実施し、実技やロールプレイ等を行う。「③共通科目実習」の完了要件を満たすと「④科目修了試験」に進むことができる。
- ④科目修了試験：所定の期間にオンラインによる試験により実施し、共通科目の修了判定を行う。

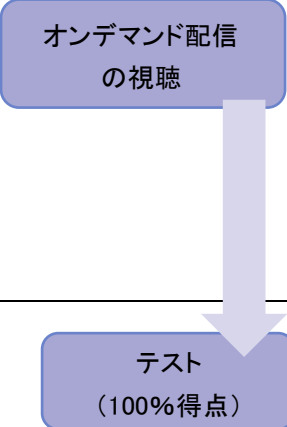
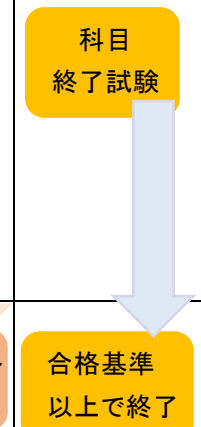
	①講義	②共通科目演習	③共通科目実習	④科目修了試験
開催方法	オンデマンド配信	ライブ配信	集合研修	試験
受講の流れ	 オンデマンド配信の視聴 ↓ テスト (100%得点)	 課題レポート提出 ↓ 演習(ライブ配信) ↓ 観察評価とレポート が合格基準以上	 課題レポート提出 ↓ 実習 (東京研修会場) ↓ 観察評価とレポート が合格基準以上	 科目終了試験 ↓ 合格基準 以上で終了
完了要件	テスト (100%得点)	観察評価とレポート が合格基準以上	観察評価とレポート が合格基準以上	合格基準 以上で終了

図 3 共通科目の受講の流れ(イメージ)

表 9 共通科目研修会一覧(科目修了試験を含む)

研修会名	開催方法	日数	科目名	主な学習内容
共通科目1	オンデマンド 配信	10 日間	臨床病態生理学	臨床解剖学、臨床病理学、臨床生理学など
共通科目2	オンデマンド 配信	9 日間	臨床推論	診療のプロセス、臨床推論(症候学を含む)の理論、医療面接の理論など
共通科目3	オンデマンド 配信	6 日間	フィジカルアセスメント	身体診察基本手技の理論、部位別身体診察手技と所見の理論、身体診察の年齢による変化など
共通科目4	オンデマンド 配信	11 日間	臨床薬理学	薬物動態の理論、主要薬物の薬理作用・副作用の理論など
共通科目5	オンデマンド 配信	11 日間	疾病・臨床病態概論	主要疾患の病態と臨床診断・治療の概論、状況に応じた臨床診断・治療など
共通科目6	オンデマンド 配信	7 日間	医療安全学/特定行為実践	医療管理、医療安全、ケアの質保証、多職種協働実践など
共通科目演習1	ライブ配信	3 日間	臨床病態生理学	臨床病態生理学に関するペーパーシミュレーションなど
			臨床推論	臨床推論に関するペーパーシミュレーションなど
共通科目演習2	ライブ配信	2 日間	臨床薬理学	臨床薬理学に関するペーパーシミュレーションなど
共通科目演習3	ライブ配信	1 日間	フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメントに関するペーパーシミュレーションなど
			疾病・臨床病態概論	疾病・臨床病態概論に関するペーパーシミュレーションなど
共通科目演習4	ライブ配信	3 日間	フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメントに関するペーパーシミュレーションなど
			医療安全学/特定行為実践	医療安全学/特定行為実践に関するペーパーシミュレーションなど
共通科目実習	集合研修	6 日間	臨床推論	臨床推論の知識を活用したロールプレイなど
			フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメントの知識を活用したロールプレイなど
			医療安全学/特定行為実践	医療安全学/特定行為実践の知識を活用したロールプレイなど
科目修了試験	オンライン	3 日間	全共通科目(6 科目)	

注 1) オンデマンド配信の受講日数は、1 日 3 時間視聴した場合の受講日数である。

(2) 認定科目研修会

- ・認定科目は、全ての共通科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・認定科目研修会は、関連する科目を組み合わせで開催する(表 10)。
- ・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。
 - ①オンデマンド配信: 研修会システム「マナブル」で決められた期間内に受講する。
 - ②ライブ配信: 研修会システム「マナブル」からオンライン会議システム Zoom にアクセスし、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。
 - ③集合研修: 東京研修会場、または、本協会が指定する場所で、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。
- ・各科目の修了判定は、シラバスに記載された評価方法(筆記試験、課題レポート等)により行う。

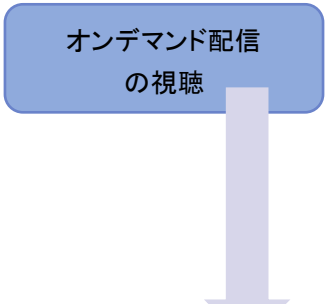
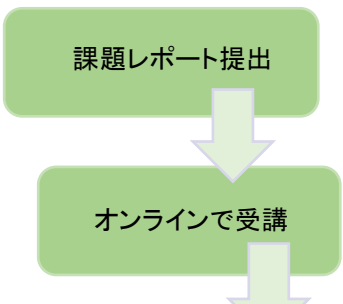
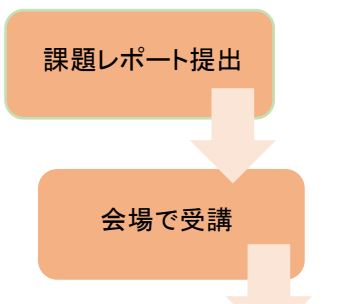
科目名	ライフサイクルとメンタルヘルス精神科看護に関連した法規と制度	精神科医療の治療を支える技術 看護研究 地域生活を支える技術など	精神科医療の治療を支える技術 精神科看護学 精神科看護における看護倫理など
開催方法	①オンデマンド配信	②ライブ配信	③集合研修
受講の流れ			
修了判定	シラバスに記載された方法で判定	シラバスに記載された方法で判定	シラバスに記載された方法で判定

図 4 認定科目の受講の流れ(イメージ)

表 10 認定科目研修会一覧

研修会名	開催方法	日数	科目名	主な学習内容
認定科目1	オンデマンド 配信	4日間	ライフサイクルとメンタルヘルス	各ライフサイクルにおけるメンタルヘルス、精神障害をもつ人の活動、犯罪被害者への支援など
認定科目2	オンデマンド 配信	4日間	精神科看護に関連した法規と制度	精神保健医療福祉に関連する法制度、精神保健福祉法、歴史的変遷など
認定科目3	ライブ配信	4日間	精神科医療の治療を支える技術	精神機能の分類、障害、精神科診断の考え方、治療法など
			看護研究	看護研究の意義、方法、データの収集など
認定科目4	集合研修	6日間	精神科看護学	精神科看護実践を支える理論、看護過程の展開、看護記録など
			精神科看護における看護倫理	個人の尊厳、権利擁護、倫理的看護実践など
			意思決定支援	インフォームドコンセント、自己決定、精神科医療における意思決定支援など
認定科目5	集合研修	4日間	関係性を築く技術	援助場面における対人関係、自己の対人関係など
			精神科医療の治療を支える技術	個人を対象とする治療技法、集団を対象とする治療技法など
認定科目6	集合研修	4日間	コンサルテーション論	コンサルテーション、方法、ケースコンサルテーションなど
			リエゾン精神看護	精神科医療における身体合併症、一般診療科における精神的問題など
認定科目7	ライブ配信	4日間	安全を守る技術	急性増悪期、危機的状況、行動制限最小化など
			地域生活を支える技術	退院支援、精神科訪問看護、多職種連携など
認定科目8	集合研修	4日間	教育論	成人教育、教育プログラム、教育技法、など
			看護マネジメント論	看護サービス、マネジメント、リーダーシップ、チームビルディングなど

注 1) オンデマンド配信の受講日数は、1日3時間視聴した場合の受講日数である。

3) 演習・実習

- ・演習・実習は、全ての共通科目、認定科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・演習・実習の方法は、集合研修、協会指定実習施設、自施設での実践などを組み合わせて行う（表 11）。
- ・各科目の詳細の受講の流れを図 5 に示す。
- ・演習実施要項、実習要項に受講の詳細を記載する。

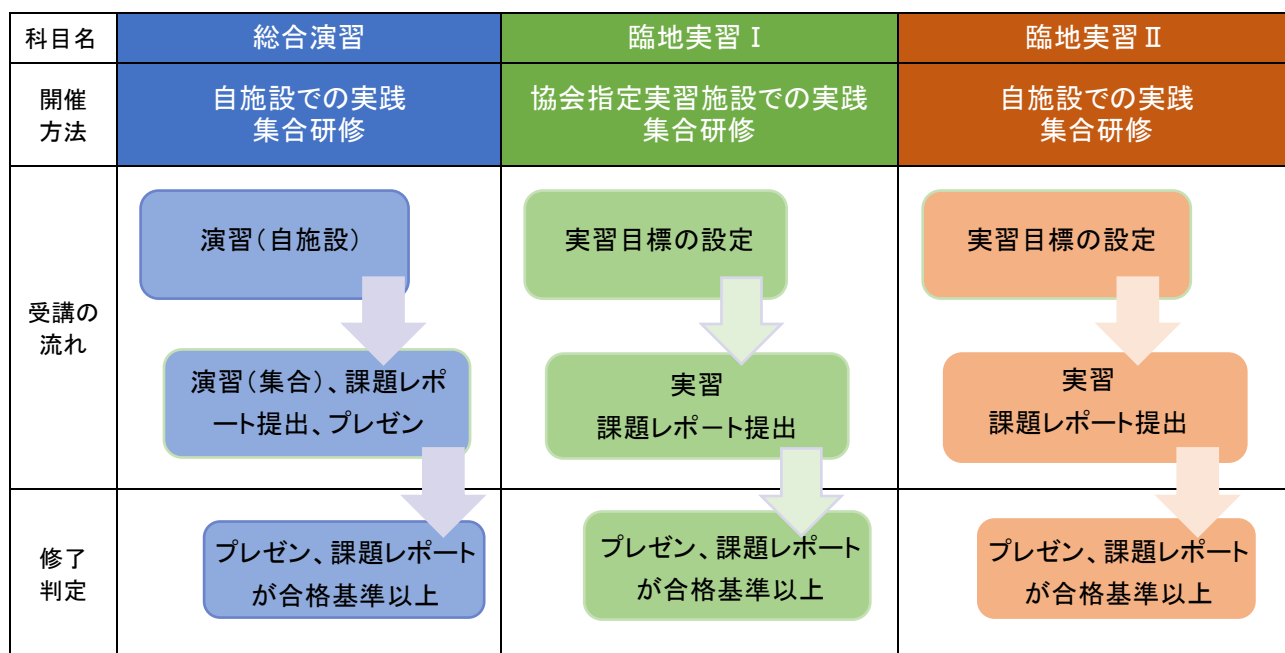


図 5 演習・実習の受講の流れ(イメージ)

表 11 演習・実習の概要

研修会名	開催方法	日数	科目名	主な学習内容
総合演習	原則として自施設 集合研修	4 日間	総合演習	コンサルテーション、倫理カンファレンス、教育プログラム、事例検討会、実習目標、実習計画など
臨地実習Ⅰ	協会指定実習施設 集合研修	18 日間	臨地実習Ⅰ	多様な課題を持つ対象者との援助関係の形成、精神科認定看護師としての看護実践、多職種協働など
臨地実習Ⅱ	原則として自施設 集合研修	6 日間	臨地実習Ⅱ	アセスメント、プランニング、看護実践、看看連携、多職種カンファレンス、活動計画の作成など

(1) 総合演習

- ・総合演習は、9月～10月に実施し、精神科認定看護師としての役割演習を行う。
- ・自施設で表12に示す4つの実践演習に取り組み、その結果を実践演習報告会(集合)で報告する。
- ・修了判定は、プレゼンテーションや課題レポートなどにより行う。

表12 総合演習の概要

科目名	実施内容	実施期間	実施場所
総合演習	・コンサルテーション実践演習 ・看護倫理実践演習	9月～10月 (90分×2日間)	自施設
	・教育研修実践演習 ・事例検討実践演習	9月～10月 (90分×2日間)	自施設
	・実践演習報告会	10月 (3日間)	東京研修会場 または本協会が指定する場所

注)実施期間は、年度により変更になる場合があります。

(2) 臨地実習Ⅰ・臨地実習Ⅱ

- ・実習は、11月～1月に実施する。
- ・実施場所は、表13に示す協会指定実習施設、自施設で実施し、入院医療と外来・在宅部門の両方において実習を行う。
- ・プレゼンテーション、課題レポート、実習の記録物などにより修了判定を行う。

表13 臨地実習Ⅰ、臨地実習Ⅱの概要

科目名	実施内容	実習期間(日数) ¹⁾	実施場所
臨地実習Ⅰ	質の高い看護実践能力を高めるために多様な課題をもつ患者を受け持ち、個別の看護実践を重点的に学習する。	11月～12月 (18日間)	協会指定実習施設
臨地実習Ⅱ	入院から退院、その後の地域生活を含めた一連の医療・福祉の提供体制や関係部門・関係機関の機能やあり方などを、横断的に学ぶ。	1月 (6日間)	認定志願者の 自施設 ²⁾

注1)実習日数には記録日、全体会を含む。

注2)自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う(ただし実習施設は選べない)。

11. 精神科認定看護師教育課程修了試験について

修了試験は、本教育課程の最終試験として実施し、ディプロマ・ポリシー(表 14)に到達した認定志願者を本教育課程の修了者とする。修了試験は、2 月に実施する精神科認定看護師認定試験の前々日に行う予定である。

1) 受験資格

- ・精神科認定看護師教育課程の全ての科目において合格の修了判定(見込みの者を含む)を受けた認定志願者とする。

2) 実施について

- ・修了試験は年 1 回実施し、出題基準、試験日程、会場等は、「精神科認定看護師教育課程修了試験実施要項」に提示する。
- ・試験料は、実施要項に定められた期日までに支払う。
- ・認定試験の実施にあたり、本協会は認定試験に関する業務を行うために、教育認定委員長を含む5名以上の委員で構成される精神科認定看護師認定試験作問部会を設ける。

表 14 ディプロマ・ポリシー

1. 対象者が望む生活や希望を聴くことができる(実践)
2. 知識を応用して看護実践に活かすことができる(実践)
3. 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる(実践)
4. 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる(相談)
5. 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる(実践・相談・指導)
6. 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる(指導・知識の発展)
7. その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる(知識の発展)
8. 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる(知識の発展)
9. 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる(実践・相談・指導・知識の発展)

※カッコ内は、精神科認定看護師の役割を示す

3) 試験の方法と内容

- ・試験問題は、精神科認定看護師認定試験作問部会が作成を行う。
- ・試験は事例問題を出題し、記述式により行う。

4) 審査について

- ・修了試験の可否は、総合得点の 80%を基準とし、教育認定委員会により可否を判定する。
- ・結果は、修了試験の翌日にオンラインおよび文書で、本人宛に通知する。
- ・修了試験の合格者に精神科認定看護師教育課程修了証を発行し、精神科認定看護師認定試験の受験資格を与える。
- ・不合格になった場合は、精神科認定看護師認定試験を受験することはできない。なお、所定の期間までに修業年数変更届を提出することにより、次年度に修了試験を受験することを認める。修了試験の受験は、精神科認定看護師志願者名簿に登録されている期間内に行う。

12. 修業年数の変更について

病気、その他のやむを得ない理由により、所定の期間内に精神科認定看護師教育課程を全課程修了できなかった認定志願者は、修業年数変更届を提出することにより次年度に精神科認定看護師教育課程の受講（修了試験の受験を含む）を行うことができる。

1) 対象者

- ・病気、その他のやむを得ない理由により、受講年度内に精神科認定看護師教育課程を全課程修了できなかった認定志願者とする。

2) 申請方法

- ・申請を行う必要がある時は認定事業担当に連絡し、表 15 の書類を申請期間内に郵送により提出する。
- ・修業年数変更届の申請回数の上限は、3 回までとする。
- ・申請期間を過ぎてからの申請を行うことは認めない。

表 15 修業年数変更届に関する提出書類と提出先

提出書類	1.精神科認定看護師教育課程 修業年数変更届(様式 5) 2.申請理由を証明する書類
提出先	〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当

3) 審査について

- ・教育認定委員会は、提出された申請書類の審査を行い、結果は文書で本人に通知する。
- ・申請が認められた場合は、次年度の精神科認定看護師志願者名簿に登録され、次年度の精神科認定看護師教育課程の受講資格を得ることができる。
- ・申請が認められなかった場合は、次年度の精神科認定看護師教育課程を受講する資格を失効する。また、これまでに受けた修了判定についても無効となる。

13. 認定志願者の辞退について

- ・事情により精神科認定看護師教育課程の受講を中止する場合は、認定事業担当に連絡し、表 16 の書類に署名し、郵送により提出する。
- ・精神科認定看護師志願者辞退届を受理した後、精神科認定看護師志願者名簿から抹消する。また、これまでに受けた修了判定についても無効となる。

表 16 認定志願者の辞退に関する提出書類と提出先

提出書類	1.精神科認定看護師志願者辞退届(様式 6) 2.申請理由を証明する書類
提出先	〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当

精神科認定看護師認定試験

精神科認定看護師認定試験は、2月に実施する精神科認定看護師教育課程修了試験の合格発表の翌日に行う予定である。出願にあたっては、以下の内容を確認し、指定された出願期間内に申請書類を提出することが必要である。

1. 出願資格

精神科認定看護師教育課程を修了した認定志願者（見込みの者を含む）とする。

2. 実施について

- ・精神科認定看護師認定試験（以下「認定試験」とする）は、精神科認定看護師の資格を認証する試験として年1回実施する。
- ・認定試験の出願期間、試験日程、試験会場等については「精神科認定看護師認定試験要項」に提示し、本協会ホームページおよび日精看ニュース（年1回以上）に掲載する。
- ・認定試験の実施にあたり、本協会は認定試験に関する業務を行うために、教育認定委員長を含む5名以上の委員で構成される精神科認定看護師認定試験作問部会を設ける。

3. 出願手続きについて

1) 申請書類について

- ・認定試験に出願する者は、申請書類（表 17）を教育認定委員会に提出する。
- ・記載にあたっては、精神科認定看護師認定試験要項と合わせて「出願の手引き」を確認すること。出願の手引きは 10 月に日精看オンラインで公開する予定である。
- ・書類に不備がある場合は受理しない。

表 17 認定試験の出願書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神科認定看護師認定試験出願書（様式 7-1） 2. 精神科認定看護師活動計画書（様式 7-2） 3. 看護師免許証のコピー（A4 サイズにコピー） 4. 精神科認定看護師教育課程修了証のコピー（見込みの者は提出不要） |
|---|

2) 申請書類の入手方法

- ・申請書類は、精神科認定看護師認定試験要項の公開後に日精看オンラインからダウンロードし、A4 サイズでプリントアウトする。

3) 提出方法

- ・申請書類は、日精看オンラインに公開している「精神科認定看護師認定試験出願要項」で出願期間と提出先を確認し、その期間内に必着で郵送する。期日を過ぎた場合は受け付けない。
- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。申請書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

4. 認定審査料について

- ・認定審査料は、書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・出願の時点で本協会に入会をしている場合(当該年度の会費を支払っていること)は会員価格とし、本協会に入会していない場合は非会員価格とする。

5. 認定試験の方法と内容

- ・試験問題は、精神科認定看護師認定試験作問部会が作成を行う。
- ・試験は、提出された出願書類をふまえて面接を実施する。

6. 審査について

- ・試験の可否は総合得点の 80%を基準とする。
- ・審査は認定審査会により実施し、その結果を理事会に答申し、合格者を決定する。
- ・審査結果は、文書にて本人宛に通知する。また、合格者の受験番号を日精看オンラインで公表する。

7. 結果通知後の手続き

- ・審査に合格した者は、登録料の支払い、所定の手続きを行った後に精神科認定看護師として登録される。
- ・不合格となった者は、次年度に認定試験を再度、受験することができる。受験回数の制限は、設けない。

これから精神科認定看護師をめざす方へ

受講資格審査の出願期間、開催方法、審査日等は、年度によって異なることがある。

出願期間を過ぎると書類の提出は一切受け付けないので、出願にあたっては、日精看オンライン等で出願要項を必ず確認すること。

●書類審査について

書類審査では、受講資格要件の確認、十分な実務経験の有無などを教育認定委員会において審査を行う。精神科認定看護師として必要な実務経験を受講資格審査出願者勤務状況証明書(様式 2)に記載し、上司の証明を受けたものを提出する。

精神科看護に関する具体的な実践経験は、精神科看護実践事例報告書(様式 3)を具体的に記載し、看護過程の展開にそって報告書として 1 枚にまとめる。看護過程の展開を理解しておくことは、教育課程の受講にあたり必須となるので、本協会のオンデマンド配信の研修会の受講など事前学習を推奨する。

●小論文審査について

小論文の審査時間は 120 分(予定)で、当日に提示されたテーマについて小論文を書く。あらかじめ、小論文の書き方やまとめ方の基本を学習しておくとい。

●教育課程の受講にあたって

精神科認定看護師として必要な知識を確実に習得する観点から出席状況は大変重視している。研修会や実習は全日程に参加できるように各自で調整を行う。出願にあたっては、研修会と演習・実習の全日程に出席することが可能であるかという点を看護管理者と話し合うことが大切である。共通科目のオンデマンド配信の 1 日あたりの受講時間は、3 時間程度を目安に指定された期間にすべての講義を視聴する。共通科目演習と共通科目実習は、課題レポートの提出をするため、作成等の時間も予定に入れて、余裕のある受講スケジュールを立てることが望ましい。教育課程全体を通して、勤務時間や業務量などについては看護管理者と事前に相談し、学ぶための環境を整えておくとい。

また、健康に不安のある方、育児や介護が必要なご家族のある方も出願にあたっては、十分に検討することを推奨する。勤務の都合や体調不良などにより出席ができない時は、欠席扱いとなり、翌年に再履修が必要になる場合がある。

本協会指定の実習施設において実習を実施する場合は、事前に希望をとるが、希望する施設にならないこともある。

●パソコンに慣れることやインターネット環境を整えること

共通科目は学研メディカルサポートの e-ラーニングシステムを利用する。認定科目は研修会システム「マナブル」を使用し、オンデマンド配信、オンライン会議システムの「Zoom」を活用したライブ配信を行う。そのため、オンラインで受講ができるよう、インターネット接続環境を整えておく必要がある。

課題レポートやプレゼンテーションの作成にあたっては、Word、Excel、PowerPoint 等を用いて資料を作成する。パソコンの基本的な使い方を理解しておく必要がある。

●教育課程のスケジュールについて

ライブ配信を行う日数や集合研修の日数など、具体的なスケジュールは、毎年 2 月に発行されるスタディガイドで公表している。

●情報収集の方法

毎年、「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」の開催や日精看オンラインで情報提供を行っている。また、日精看ニュース(本協会の機関誌)においても、定期的に情報発信を行っている。

さらに、本協会が主催する学術集会では、毎年、精神科認定看護師による資格取得にむけた相談コーナーを設置している。支部が主催する研修会などにおいて、精神科認定看護師と直接話すことができる場合がある。

●精神科認定看護師制度に関する問い合わせ先

協会事務局認定事業担当 (tel:03-5796-7033:平日 8 時～17 時)

資格取得に関する Q&A

1. 受講資格審査について

Q1: 精神科認定看護師の資格を取得したいのですが、精神科病棟での勤務経験は必須ですか？

A: 精神科看護の経験は、精神科病棟での勤務経験に限定していません。精神科看護の定義(P14 参照)にある「精神的健康に援助を必要としている人々」を対象とした看護経験があれば、精神科看護の実務経験と考えます。本ガイドブックの具体例を参考にしてください(P19 表 3 参照)。

Q2: 次年度に出願要件を満たす見込みなので、受講資格審査を受けることはできますか？また、看護実務経験には准看護師の勤務経験が含まれますか？

A: 十分な経験を積んだ上で、実習で学びを深めていただく観点から受講資格審査は見込みでは出願できません。また、准看護師の経験については看護師免許取得のプロセスで学んだことを活かして経験を積んでいただくという観点から含まれません。

【出願要件を満たしていない場合の例】

- ・教育課程を受講開始する時に 5 年になる。
- ・精神科看護の経験は 5 年以上あるが、看護師免許取得後 5 年未満である。

Q3: 受講資格審査を受けるにあたり、事前に専門的な知識を学習しておく必要がありますか？

A: 専門的な知識については、研修会や実習を通して学んでいただきますので、まずは、小論文と看護過程の基本をしっかりと理解しておきましょう。研修会や実習では、自分の考えを相手に伝える機会が多くあります。その際に基本となるのが論理性や表現力です。これは、文章を書いたり、まとめたりすることを通して養うことができます。小論文については、文章の書き方、原稿用紙の使い方など基本的な書き方について学習をしておくといいでしょう。看護過程の展開では、看護記録のような書き方をするのではなく、何の情報をもとに、なぜそのように考えたのかを意識して、その結果がどのようになったのかを相手に説明するつもりでまとめるようにしましょう。

2. 教育課程に関すること

Q4: 特定行為研修ではないのに、なぜ、共通科目を学習する必要があるのですか？

A: 近年、精神科医療を利用する対象者の高齢化により、身体面を的確にアセスメントすること、身体合併症の予防や早期発見することが求められています。また、厚生労働省は特定行為に係る看護師の研修制度(特定行為研修)を創設し、今後の医療を支える高度かつ専門的な知識と技能を身につけた看護師の育成を推進しています。このようなことを背景に本協会では、精神科認定看護師教育課程に共通科目を組み込みました。共通科目では臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学などを学習し、看護師としての高度な臨床実践能力を養います。ディプロマ・ポリシーに掲げている「知識を応用して看護実践に活かすことができる」をめざして共通科目の学習に取り組みます。

Q5: パソコンの操作が苦手なのですが、インターネットの使い方や Word や Excel などの操作方法を教えてもらうことはできますか。

A: インターネットの基本的な使い方(検索方法、PDF のダウンロード方法など)や Word、Excel、PowerPoint の基本的な操作ができるように準備してください。研修会では、Zoom、学研メディカルサポートの e-ラーニングシステム、Google クラスルームなどのツールを使用します。これらのツールの使い方については、受講開始前に操作を体験する機会を設けています。

また、集合で行う研修会では、ノートパソコンを使用することがあります。協会ではパソコンやタブレット端末の貸し出しは行いませんので、各自で準備してください。

Q6: 勤務を継続しながら、教育課程の受講を行うことはできますか。

A: 多くの受講生は、勤務を継続しながら教育課程を受講しています。勤務を継続しながら受講する場合は、職場での勤務調整が必要になります。受講資格審査に出願する前に上司に相談して勤務を継続しながら受講ができるようにしてください。また、オンデマンド配信の受講時間を勤務と認めるかなど受講時間の取り扱いについてもあらかじめ、確認しましょう。また、ライブ配信の受講中は学習に集中できるように環境を整えてください。ライブ配信では、受講生同士でディスカッションを行うことがありますので、看護業務を行いながら参加することは行わないでください。

Q7: 実習施設はどのように決めますか？

A: 臨地実習Ⅰの実習施設は、認定志願者から提出された希望に基づいて協会事務局で調整を行います。実習の調整にあたっては、なるべく希望に配慮して調整しますが、都市部の実習施設、交通の便がよい実習施設や宿泊施設のある実習施設は希望が集中しやすい状況があります。実習施設の希望がとれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、臨地実習Ⅱを協会指定実習施設で行う場合、協会事務局が指定しますので実習施設を選ぶことはできません。

Q8: 訪問看護ステーションの勤務や離職しているなど、自施設で総合演習や臨地実習Ⅱができない場合は、どのようなりますか。

A: 訪問看護ステーションに勤務しているために臨地実習Ⅱを自施設でできない場合は、協会指定実習施設で行います。離職のため自施設がない場合は、協会指定実習施設で総合演習や臨地実習Ⅱを行います。なお、総合演習と臨地実習Ⅱを協会指定実習施設で行う場合、協会事務局が指定しますので実習施設を選ぶことはできません。

Q9: 修了判定で不合格となった場合は、どうなりますか。

A: 残念ですが、その年に実施する認定試験は受験できません。修業年数変更届を提出し、次年度に修了試験を再度受験し、合格した後に認定試験を受験できます。なお、修業年数変更届が提出されない場合は、次年度の認定志願者名簿の登録を抹消しますので、再度受験する場合は必ず提出してください。

Q10: 受講を途中で中断して再開することはできますか。

A: 病気などのやむを得ない理由がある時は修業年数変更届を提出し、修業年数を1年延長(次年度末まで)することが認められた場合は、次年度に受講することができます。

3. 認定試験について

Q11: 認定試験の出願を忘れた場合は、どのようになりますか？

A: 認定試験の出願期間が過ぎた後の書類の提出は認めていません。したがって、その年の認定試験を受験することはできません。出願期間などの情報は、日精看オンラインで10月に公開する予定です。

Q12: 認定試験は、受験回数の制限がありますか？

A: 2025年度の制度改正後は、受験回数の制限はなくなりました。残念ながら不合格だった場合は、次年度に再度、出願手続きを行い、受験してください。

4. その他

Q13: 精神科認定看護師教育課程を修了すると、特定行為研修修了者になりますか？

A: 本協会の精神科認定看護師教育課程には、特定行為研修の区分別科目が含まれていないため、特定行為研修修了者にはなりません。他の指定研修機関で区分別科目の受講を修了した場合に、特定行為研修修了者となります。また、本協会でも特定行為研修を開講する予定で準備を行っています。

Q14: 特定行為研修修了者ですが、精神科認定看護師教育課程を受けることができますか。

A: 受講資格審査に合格すれば、精神科認定看護師教育課程を受けることができます。また、精神科認定看護師教育課程の共通科目の履修免除が認められた場合は、認定科目から受講を始めます。受講資格審査の時に履修免除に必要な書類を提出ください。

Q15: 看護管理者として、精神科認定看護師を養成したいと考えています。どのように受講しやすい環境を整えるといいでしょうか。

A: 勤務の取り扱いや費用面については、受講開始前までに決めておくといいいでしょう。各施設で工夫していることを具体例としてまとめましたので、参考にしてください。また、資格取得の希望者がいない場合は、直接スタッフに声をかけるといいかもしれません。

項目	具体例
勤務の工夫	・オンデマンド配信の受講日を含めて全日程を出張として取り扱う ・休日と出張を組み合わせる ・休日や有給休暇で足りない日数を出張にする ・勤務調整がしやすいように人員配置の多い病棟に配置転換
費用の工夫	・受講料は本人負担、旅費は病院負担 ・全額病院負担 ・病院が奨学金を貸与(資格取得後に返済)
スタッフへの働きかけの工夫	・院内の教育計画に資格の取得を位置づける ・院内で資格取得の希望者を募る ・中堅スタッフに声をかける ・看護管理者が職場で理解が得られるようにスタッフに協力を求める

精神科認定看護師の資格取得に関する費用

資格取得に関する費用は、下記のとおりである(2025 年 4 月現在)。なお、精神科認定看護師の資格は、本協会の会員に限定しているため、登録する際には入会が必須である。

価格は予告なく変更する場合がある。

表 18 受講資格審査から精神科認定看護師登録までの費用 (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
受講資格審査	22,000 円	44,000 円	
教育課程受講料	766,480 円	1,532,960 円	科目修了試験の受験料を含む
修了試験	22,000 円	44,000 円	
認定試験	44,000 円	88,000 円	
登録料	22,000 円		
合計	876,480 円	1,708,960 円	

注)教育課程受講料の内訳は表 19 に示す。

表 19 教育課程受講料内訳(科目修了試験の受験料を含む) (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
(内訳)共通科目	426,580 円	853,160 円	
認定科目	213,400 円	426,800 円	
演習・実習	126,500 円	253,000 円	
小計	766,480 円	1,532,960 円	

精神科認定看護師の登録

1. 登録手続きについて

- ・精神科認定看護師認定試験、更新審査、再取得審査に合格した者は、精神科認定看護師認定登録をオンラインで行い、登録料を指定の期日までに支払う。
- ・精神科認定看護師の資格は、本協会の会員であることが必須である。本協会に入会していない場合は、必ず入会手続きを行う。
- ・登録手続きを完了した者に精神科認定看護師認定証を発行し、バッジ、ネームプレートを配布する。

2. 登録期間について

- ・精神科認定看護師制度は、精神科認定看護師の資質保持のため更新制度を設ける。精神科認定看護師の登録期間は5年間とし、精神科認定看護師認定証書に記載されている登録年月日から有効期限までとする。なお、登録期間中は当協会への入会が必須である。
- ・精神科認定看護師として登録の継続を希望する場合は、有効期間満了となる前年の指定された期間に更新申請を行う。この更新の手続きが必要となる年度を更新申請年度という(図1)。
例えば、有効期間が2026年3月31日の場合は、2025年に更新申請を行う。
- ・各自で必ず認定証書の有効期間を確認し、更新申請年度を誤らないように注意すること。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 更新申請年度	6年目
登録期間(精神科認定看護師としての活動)					登録期間
4月 登録				12月※ 更新申請 2～3月 更新審査	4月 更新
				合格	

※「精神科認定看護師更新審査実施要項」に記載された期間に更新申請を行うこと

図1 登録期間と更新申請の時期

3. 登録から更新までの流れ

登録された後、精神科認定看護師制度運営規則第14条に示す更新の要件(表1)を満たすように活動を行う。更新の要件には、「①看護実務時間」「②実績」があり、精神科認定看護師として登録された5年目の12月(56か月後)までに更新の要件を満たしたうえで、更新申請を行う。そのため、精神科認定看護師は各自で精神科認定看護師としての活動実績を管理することが必要である。次回の更新にむけて、更新の要件を満たすことができるよう「研修・研究活動等報告書」に提示された活動を念頭において、具体的な活動計画を立てるとよい。

更新申請は「精神科認定看護師更新審査実施要項」に示された所定の期間に行い、更新審査に合格した場合に更新が認められる。

表1 精神科認定看護師の更新の要件

第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者(以下、認定更新申請者という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。 (1)申請時に精神科認定看護師であること。 (2)精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること。 (3)研修・研究活動等報告書の実績が50点以上であり、必須事項を含むこと。 2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。

4. 個人情報について

1)個人情報の管理について

- ・精神科認定看護師として登録されている者の個人情報は、本協会の個人情報保護方針に基づいて管理する。

2)個人情報の変更について

- ・精神科認定看護師として登録されている者は、氏名、所属施設、自宅住所等の変更があった場合に各自で変更手続きを行う。変更手続きを行わないと更新の案内等の文書が届かない場合があるため、変更が生じた時に随時、変更手続きを行うこと。なお、本協会のホームページ(以下、「日精看オンライン」)から変更手続きができる。

3)情報公開について

- ・精神科認定看護師として登録されている者の氏名、支部名、施設名は、日精看オンラインで公表する(<https://jpna.jp/nintei-zenkoku-data/>)。
- ・支部事務局や会員施設等から協会事務局へ研修会の講師等について情報提供が求められた場合に、精神科認定看護師を紹介することができる。
- ・日精看オンライン等で氏名等の個人情報の公表を希望しない場合は、書面にその旨を記載し、協会事務局の認定事業担当に提出すること(図2参照)。

ホームページへの個人情報の掲載について 一般社団法人日本精神科看護協会 教育認定委員長 殿 私は精神科認定看護師全国データへの個人情報の掲載を 希望しません。 ○年○月○日 会員番号 : ○○○○○○○ 支部名 : ○○○○○○ 所属施設 : ○○○○○○ 氏 名 : ○○○○○○ (氏名は自署とします)
--

図 2 個人情報の公開を希望しない場合の書面の記載例

4) 郵便物等の送付

- ・本協会から精神科認定看護師に各種案内等を郵送する場合は、本協会の会員管理システムに登録されている所属施設に送付する。

5. 精神科認定看護師の名称の使用について

- ・資格の名称を用いる場合は、「精神科認定看護師」と表記する。
- ・また、精神科認定看護師の名称に加えて、2015 年度の制度改正前の専攻領域の名称を表記しても差し支えない。なお、「○○領域認定看護師」など、正式名称ではない表記は、精神科認定看護師の名称を社会的に周知させる観点から使用しない。

活動実績の管理

1. 精神科認定看護師がめざすべき目標

2025 年度の精神科認定看護師制度改正では、「精神科認定看護師が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに参画し、地域共生社会に貢献すること」を制度改正の方向性として掲げ、この方向性に基づいて、精神科認定看護師がめざすべき目標を作成した。

表 2 精神科認定看護師がめざすべき目標

1. 精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能(実践、相談、指導、知識の発展)を適切に遂行できる。
2. 時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
3. 精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

2. 更新の要件として規定されている事項

精神科認定看護師制度運営規則第 14 条に定められている更新の要件には、「①看護実務時間」「②実績」がある(表 3)。

2025 年度の制度改正により看護実務時間については、2 回目以降の更新の場合に要件が緩和された。また、これまでの「活動実績ポイント換算表」が見直しとなり、「研修・研究活動等報告書」となった。そのため、2024 年度時点で精神科認定看護師である場合は、更新審査を受ける年度により得点の算出方法が異なるため注意すること。特に、2029 年度以降に更新申請を行う場合(延長申請により更新申請を行う場合を含む)は、必ず必須事項を含むことが求められている。

表 3 精神科認定看護師の更新の要件と必須事項

更新の要件	第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者(以下、認定更新申請者という。)は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。 (1)申請時に精神科認定看護師であること。 (2)精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること。 (3)研修・研究活動等報告書の実績が50点以上であり、必須事項を含むこと。 2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。
必須事項	1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること。 2. 以下の必須事項を含む。 1)「研修会」「研究活動」「社会活動」の <u>大項目のうち、2つ以上の項目</u>を含むこと。 2) <u>以下のいずれかの内容を1つ以上含む。</u> F 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催) G 学会・研究会発表 筆頭者 H 学会・研究会発表 共同研究者 I 学会主催者からの依頼による講師・演者

3. 更新の要件における看護実務時間について

1) 精神科看護の実務を行う場について

- ・精神科認定看護師制度運営規則第 14 条では「精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が 2,000 時間以上であること」とある。その勤務の例を表 4 に示す。

表 4 精神科看護実務に該当する勤務の例

- 精神病院、精神科病棟、精神科外来における勤務
- 精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護
- 認知症患者に対する一般病棟での看護や施設における勤務
- 精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務
- 精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務
- 教育機関における学生や教職員へのメンタルヘルスに関する健康教育・相談・復学支援などに関する業務
- 一般企業における従業員へのメンタルヘルスに関する健康教育・相談・復職支援などに関する業務
- 精神保健福祉センター、保健所、その他の行政機関における精神障がい者や地域住民などへの相談、健康教育や精神保健に関する業務

2) 看護実務時間について

- ・精神科認定看護師制度運営規則第 14 条にある認定期間とは、登録期間である 5 年間のことをさす。したがって、5 年間の登録期間内に看護実務時間が 2,000 時間以上であることが求められる。

3) 精神科認定看護師制度運営規則第 14 条 2 について

- ・近年、精神科認定看護師の活動の場が多様化し、教員など臨床で実務を行っていない場合がある。このような状況を受け、2025 年度の制度改正において精神科認定看護師制度運営規則第 14 条 2 に示す「精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者の基準」(表 5)を作成した。2 回目以降に更新を行う時に看護実務時間 2,000 時間未満の場合は、以下に示す基準により更新審査を行う。
- ・2 回目以降の更新において看護実務時間 2,000 時間未満の場合は、活動記録を提出することで第 14 条 2 の規定により、例外的に更新審査を受けることができる。
- ・なお、認定試験に合格後の 5 年間は精神科認定看護師としての実践活動を行う期間と位置づけているため、1 回目の更新の時には看護実務時間 2,000 時間以上が必要である(第 14 条 2 は適用されない)。

表 5 精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者の基準

- ①メンタルヘルスの一次予防、二次予防、三次予防に関する業務、あるいは、精神保健医療福祉に関する事業に継続的にかかわり、看護現場における看護ケアの質の向上に貢献している。
- ②研修・研究活動等報告書により算出した得点が50点以上であり、必須事項を含んでいる。

表 6 第 14 条 2 により更新審査を受ける場合の例

精神科看護の対象者に直接ケアを 実践する勤務に携わっていないため 看護実務時間が2,000時間に満たない	・大学などの教育機関の教員 (看護学生などへの実習指導は看護実務時間に含まない) ・行政機関などにおける政策企画業務の担当者 ・メンタルヘルスに関わるボランティア活動をしているが、 勤務をしていない
精神科看護実務に従事しているが、 看護実務時間が2,000時間に満たない	・精神保健福祉センター、保健所において看護師、保健師とし 勤務している場合 ・行政、NPO法人、任意団体などが行っているメンタルヘルス 関する相談員(電話相談など非対面を含む)として勤務して いる場合

4. 更新審査における実績について

更新審査における実績の算出期間や得点の計算方法は、以下のとおりである。特に、2024 年度時点で精神科認定看護師の場合、制度改正の前後で実績の計算方法や申請に必要な書類が異なるので、注意すること(図 3)。

1) 実績の算出期間

- ・活動実績を算出できる期間は、精神科認定看護師認定証に記載されている登録日から申請書類の記載日(56 か月)までとする。

2) 実績の管理と計算方法

- ・2025 年度の精神科認定看護師制度改正によって、「研修・研究活動等報告書」の合計得点が 50 点以上であることが更新の要件になった。登録年度によって合計点の算出方法や提出書類などが異なるため、自身が該当するものを確認すること(表 7)。
- ・なお、見込みの活動(将来実施する予定の活動)は、実績として認めない。

表 7 「研修・研究活動等報告書」の合計得点の計算方法

2024年度時点で 精神科認定看護師の場合	○2024年度までの得点 令和6年ガイドブックの様式8-1「5年間の活動実績ポイント換算表」により得点を計算し、合計得点の半分を「研修・研究活動等報告書」の得点とする ○2025年度以降の得点 本ガイドブックの様式13「研修・研究活動等報告書」により得点を計算
2025年度以降に 精神科認定看護師に登録	○本ガイドブックの様式13「研修・研究活動等報告書」により得点を計算

(1)2024 年度時点で精神科認定看護師の場合

①研修・研究活動等報告書の合計得点の算出方法について

- ・2024 年度までの実績は、精神科認定看護師制度ガイドブック令和 6 年改訂版(P40～P56、P66～P71 参照)(以下、令和 6 年ガイドブック)に基づいて管理し、令和 6 年ガイドブックで提示している様式 8-1 の活動実績ポイント換算表により得点を計算し、活動内容や証明書類は令和 6 年ガイドブックに提示されているものとする。
- ・2025 年度以降の実績は、本ガイドブックの研修・研究活動等報告書(様式 13)により得点を計算する。
- ・合計得点の算出は、①「2024 年度までの得点」と②「2025 年度以降の得点」を下記の「得点の計算方法」に基づいて合計得点を算出する(図 3)。この合計得点が 50 点以上であることが必要である。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
2025年度申請	活動実績ポイント換算表 2021 年度～2024 年度				研修・研究活動等 報告書 2025 年度
2026年度申請	活動実績ポイント換算表 2022 年度～2024 年度			研修・研究活等報告書 2025 年度～2026 年度	
2027年度申請	活動実績ポイント換算表 2023 年度～2024 年度		研修・研究活等報告書 2025 年度～2027 年度		
2028年度申請	活動実績ポイント 換算表 2024 年度	研修・研究活等報告書 2025 年度～2028 年度			
2029年度申請	研修・研究活等報告書 2025 年度～2029 年度(必ず必須事項を含む)				

得点の 計算方法	年度	計算方法	得点
	①2024年度までの活動	様式8－1の活動実績ポイント換算表で 計算した合計得点の半分	●点 × 0.5
	②2025年度以降の活動	研修・研究活動等報告書で計算した合計得点	●点 × 1

図 3 研修・研究活動等の報告書の合計点の算出方法について

②必須事項について

- ・2025 年度の制度改正により、更新申請にあたっては必須項目が定められた(表 8)。2028 年度までは移行期間であるため、必須事項を含まなくても差し支えない。
- ・2029 年度以降に更新申請を行う場合は、必ず必須事項を含むことが求められている。

表 8 必須事項について

1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること
2. 以下の必須事項を含む
1)「研修会」「研究活動」「社会活動」の 大項目のうち、2つ以上の項目を含むこと
2) 以下のいずれかの内容を1つ以上含む
F 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催)
G 学会・研究会発表 筆頭者
H 学会・研究会発表 共同研究者
I 学会主催者からの依頼による講師・演者

(2)2025 年度以降に精神科認定看護師に登録された場合

精神科認定看護師として登録された後、表 3(P.48)の更新の要件と必須事項を満たすことができるように
5 年間
の活動を行う。

5. 研修・研究活動等報告書について

精神科認定看護師の役割には、「実践」「相談」「指導」「知識の発展」がある。2025 年度の制度改正において作成した精神科認定看護師がめざすべき目標(表 2 P.48)をふまえて、精神科認定看護師の活動として求めるものを「研修・研究活動等報告書」に位置づけた。精神科認定看護師を更新する場合は、この「研修・研究活動等報告書」の合計得点が 50 点以上であることが必要である。その活動実績は第三者により証明されることを原則とする。活動実績は、更新審査にむけて精神科認定看護師の自己管理とする。精神科認定看護師として求める活動内容、その例、計算方法、提出書類を本ガイドブックにより確認し、実績を重ねること。

①活動内容は
2つ以上の
大項目を含む

大項目	小項目	記号	必須事項	活動内容	配点	単位	得点	小計
研修会	講師指導者	A		研修会講師	10	日		2P 点
		B		精神科認定看護師志願者に対する指導	5	回		
		C		看護学生 実習指導者	2	年		
		D		看護学生対象の授業	2	単位		
	研修会参加	E		研修会への参加		日		
		F	●	精神科認定看護師を対象にした研修会 (本部主催)	5	日		
研究活動	発表	G	●	学会・研究会発表 筆頭者	10	題		点
		H	●	学会・研究会発表 共同研究者	5	題		
		I	●	学会主催者からの依頼による講師・演者	10	回		
		座長等	J		研究発表、シンポジウム、分科会等の座長	5	回	
	K			学会・研究会の企画・運営	10	回		
	学会参加	L		学会・研究会への参加	3	回		
	執筆・編集	M		学会誌・専門誌における査読・編集委員	10	年		
		N		専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者	10	編		
		O		専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者	5	編		
社会活動	協会・支部活動	P		協会・支部における委員・活動	10	年		点
	社会活動	Q		学会・自治体・NPO法人等における社会活動	10	年		
		R		市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動	5	回		
合計点								点

②F～Iの活動内容を
1つ以上含む

	計算方法	得点
2024 年度までの得点(様式 8-1)	点×0.5	点
2025 年度以降の得点(様式 13)	点×1.0	点
合計得点		

③合計点が
50 点以上

図 4 研修・研究活動等報告書における必須事項の概要

研修・研究活動等報告書

氏 名		記載日	年 月 日
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(※西暦で記載する)	

大項目	小項目	記号	必須事項	活動内容	配点	単位	得点	小計
研修会	講師指導者	A		研修会講師	10	日		点
		B		精神科認定看護師志願者に対する指導	5	回		
		C		看護学生 実習指導者	2	年		
		D		看護学生対象の授業	2	単位		
	研修会参加	E		研修会への参加	3	日		
		F	●	精神科認定看護師を対象にした研修会（本部主催）	5	日		
研究活動	発表	G	●	学会・研究会発表 筆頭者	10	題		点
		H	●	学会・研究会発表 共同研究者	5	題		
		I	●	学会主催者からの依頼による講師・演者	10	回		
	座長等	J		研究発表、シンポジウム、分科会等の座長	5	回		
		K		学会・研究会の企画・運営	10	回		
	学会参加	L		学会・研究会への参加	3	回		
	執筆・編集	M		学会誌・専門誌における査読・編集委員	10	年		
		N		専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者	10	編		
		O		専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者	5	編		
社会活動	協会・支部活動	P		協会・支部における委員・活動	10	年		点
	社会活動	Q		学会・自治体・NPO法人等における社会活動	10	年		
		R		市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動	5	回		
合計点								点

	計算方法	得点
2024年度までの得点	点 × 0.5	点
2025年度以降の得点	点 × 1.0	点
合計得点		点

1)大項目名:研修会

A. 研修会講師

精神科認定看護師として求める活動内容	所属施設以外の医療保健福祉分野で専門職を対象にした研修会や、所属施設の関連施設の職員を対象にした研修会の講師、ファシリテーター、インストラクターを行った場合。
例	・本部主催または支部主催の研修会講師 ・行政主催の研修会講師 ・医療保健福祉分野の専門職を対象にした事例検討会のファシリテーターなど ・所属法人の関連施設の職員を対象にした研修会講師など
計算方法	・研修時間数にかかわらず、講師を行った日数を得点として算定する。研修会が複数日にわたる場合は、実施した日数をカウントする。 ・なお、講師を行うための打ち合わせ等の日数は含まない。
提出書類	・本人氏名・依頼者・講義日時・講義内容等が明記された依頼文書(コピー可)。 ・依頼文書がない場合は、本人氏名・講義日時・講義内容等が明記されたプログラム(コピー可)、あるいは、活動実績証明書。 ・本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「講義日時」「講義内容」等を具体的に記載し、依頼者の押印または署名があるもの。

B. 精神科認定看護師志願者に対する指導

精神科認定看護師として求める活動内容	精神科認定看護師教育課程の実習指導者を行った場合。
例	・精神科認定看護師教育課程における実習指導者
計算方法	・実習生1名の所定の実習期間を1クールとし、実習日数にかかわらず、その期間内に実習指導を行った場合を1回としてカウントする。 ・実習期間が同じ複数名の実習生の実習指導を行った場合は、その人数分をカウントできる。
提出書類	・本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「実習期間」「実習生の人数」、具体的な内容を記入し、所属施設の上司の押印または署名があるもの。

C. 看護学生 実習指導者

精神科認定看護師として求める活動内容	看護学生の実習において実習指導者を行った場合。
例	・看護専門学校、看護大学等の実習における実習指導者
計算方法	・看護学生の実習において実習指導に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。また、1年に複数校受け入れている場合でも、カウントは1年分のみとする(学校数分のカウントはできない)。
提出書類	・本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「実習指導の期間」「指導内容」、具体的な内容を記入し、所属 施設の上司の押印または署名があるもの。
備 考	・通信制の看護学生の記録物を添削するなど、直接実習指導に携わっていない場合は実績とならない。

D. 看護学生対象の授業

精神科認定看護師として求める活動内容	看護学生を対象に授業を行った場合。
例	・看護専門学校、看護大学などの授業
計算方法	・90分×5回を1単位としてカウントする。 ・1回の授業時間が90分ではない場合は、授業時間の合計450分毎に1単位としてカウントする。また、単年度で450分に満たない場合や複数校の授業を行っている場合は、授業時間数を合計してよい。
提出書類	・本人氏名・講義日時・講義内容等が明記された依頼文書(コピー可)あるいは、本人氏名・講義日時・講義内容等が明記されたシラバス(コピー可)。
備 考	・授業時間に含まれない課題等の添削、通信制の看護学生の記録物の添削など、直接授業を行っていない場合は実績とならない。

E. 研修会への参加

精神科認定看護師として求める活動内容	本部・支部主催の研修会、精神科認定看護師の会主催の研修会、他団体主催の研修会に参加した場合（開催方法は問わない：集合研修、ライブ配信、オンデマンド配信）。
例	・本部主催のオンデマンド配信の研修会を受講 ・支部主催の研修会を会場で受講 ・精神科認定看護師の会が主催する研修会を受講 ・実習指導者講習会を受講 ・その他の例は、研修会等の参加に関する早見表を参照（日精看オンラインで後日公開）。
計算方法	・「E.研修会への参加」に関する計算方法は、下記の表9参照。
提出書類	・本人氏名が明記された修了証、参加証(受講証明書)、領収書のいずれか（コピー可）。 ・修了証や参加証(受講証明書)あるいは領収書等の発行がされない場合は、研修会参加証明一覧表に主催者による証明をもらう（原本に限る）。 ・資格取得のための研修会の場合は、本人氏名が明記された修了証、あるいは資格認定証（コピー可）。
備考	・支部役員等として運営に携わった時に聴講した場合や、研修会講師を行った時に聴講をした場合は実績とならない。

表 9 「E.研修会への参加」に関する計算方法

開催方法など	計算方法
集合研修の場合	時間数にかかわらず1研修会の受講日数を合計する。 【例】1研修会の開催日数が1日（6時間）の場合は、1日 1研修会の開催日数が2日（3時間×2日間）の場合は、2日
オンデマンド配信、ライブ配信の場合	時間数・開催日数にかかわらず1研修会を1日として合計する。
複数の開催方法を組み合わせた研修会の場合	集合研修とライブ配信の受講日数を合計する。 【例】1研修会が、1日目ライブ配信3時間、2日目集合研修3時間、3日目集合研修3時間の場合は、3日間
資格取得のための研修会を修了した場合	1連の過程を2日間としてカウントする（複数の研修会を受講して資格を取得する場合は、1資格につき2日とする）
特定行為研修を修了した場合	区分別科目の受講数にかかわらず、申請できる受講日数は5日間（3点×5日間＝15点）とする。

F. 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催)

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催による精神科認定看護師を対象にした研修会に参加した場合。
例	・本部主催の精神科認定看護師ブラッシュアップ研修会を受講 ・本部主催の精神科認定看護師フォローアップ研修会を受講 ・本部主催の精神科認定看護師実践報告会を受講
計算方法	・「E.研修会への参加」に関する計算方法に準ずる。表9参照
提出書類	・本人氏名が明記された修了証、参加証(受講証明書)、領収書のいずれか(コピー可)。 ・修了証や参加証(受講証明書)あるいは領収書等の発行がされない場合は、研修会参加証明一覧表に主催者による証明をもらう(原本に限る)。

2) 大項目名: 研究活動

オンラインによる開催の場合も、現地開催の場合と同じ得点とする。

G. 学会・研究会発表 筆頭者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)において、看護研究、業務改善報告、実践報告の筆頭者として学会・研究会で発表した場合や学会主催者からの公募によるセミナー等の代表者として発表した場合。
例	・日本精神科看護学術集会において支部推薦論文を筆頭者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Aを筆頭者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Bを筆頭者として発表 ・支部主催の看護研究発表会等において看護研究を筆頭者として発表
計算方法	・筆頭者として発表した演題の数を合計する。 ・ただし、日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文と同じ演題を支部主催の看護研究発表会等で発表した場合は、どちらか一方のみを申請すること(重複申請は認めない)。
提出書類	・学会名・演題タイトル・本人氏名が明記された抄録集・プログラム集のコピー。
備考	・日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文や一般演題Aが日本精神科看護学術集会誌に掲載された場合、「N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者」の実績としても申請できる。 ・他団体主催の学会・研究会で発表した演題が学術誌(論文集)に掲載された場合、「N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者」の実績として申請できる。

H. 学会・研究会発表 共同研究者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)において、看護研究、業務改善報告、実践報告の共同研究者として学会・研究会で発表した場合や学会主催者からの公募によるセミナー等の協力者として発表した場合。
例	・日本精神科看護学術集会において支部推薦論文を共同研究者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Aを共同研究者として発表 ・日本精神科看護専門学術集会において一般演題Bを共同研究者として発表 ・支部主催の看護研究発表会等において看護研究を共同研究者として発表
計算方法	・共同研究者として発表した演題の数を合計する。 ・ただし、日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文と同じ演題を支部主催の看護研究発表会等で発表した場合は、どちらか一方のみを申請すること(重複申請は認めない)。
提出書類	・学会名・演題タイトル・本人氏名が明記された抄録集・プログラム集のコピー。
備考	・日本精神科看護学術集会で発表した支部推薦論文や一般演題Aが日本精神科看護学術集会誌に掲載された場合は、「○. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者」の実績としても申請できる。 ・他団体主催の学会・研究会で発表した演題が学術誌(論文集)に掲載された場合、「○. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者」の実績としても申請できる。

I. 学会主催者からの依頼による講師・演者

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)において、主催者から依頼を受け、シンポジウム、パネルディスカッション、分科会、セミナー等の講師・演者として発表した場合。
例	・日本精神科看護専門学術集会のパネリスト ・支部主催の東北学術集会で開催される講演の講師 ・他団体主催の学会のシンポジスト など
計算方法	・講師、演者として登壇した企画の件数を合計する。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼日時・依頼内容等が明記された依頼文書(コピー可)、あるいは学会名・本人氏名・企画のタイトル等が明記された抄録集・プログラム集のコピー。

J. 研究発表、シンポジウム、分科会等の座長

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)において、研究発表等の演題、シンポジウム、パネルディスカッション、分科会、セミナーにおいて座長を行った場合。
例	・日本精神科看護学術集会の支部推薦論文の座長 ・日本精神科看護専門学術集会の一般演題Aの座長 ・他団体主催の学会のシンポジウムの座長 など
計算方法	・座長として登壇した企画の件数を合計する。
提出書類	・本人氏名・依頼者・学会名・依頼内容等が明記された依頼文書(コピー可)、あるいは学会名・本人氏名・担当したプログラム等が明記された抄録集・プログラム集のコピー。

K. 学会・研究会の企画・運営

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)において、学会長、企画委員、運営委員等、主催者としての役割を担った場合。
例	・日本精神科看護学術集会、または、日本精神科看護専門学術集会の運営委員 ・他団体主催のフォーラムの企画委員
計算方法	・依頼文書1枚につき、1回とする。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼内容・依頼期間等が明記された依頼文書(コピー可)。

L. 学会・研究会への参加

精神科認定看護師として求める活動内容	本部主催の学術集会、支部主催の看護研究発表会、他団体主催の学会・研究会(フォーラム・シンポジウム含む)に参加した場合。
例	・日本精神科看護学術集会、または、日本精神科看護専門学術集会に参加 ・本協会が開催する医療安全推進フォーラムに参加 ・支部主催の看護研究発表会に参加 ・他団体が主催するフォーラムに参加 など
計算方法	・参加証または領収書1枚につき1回とする。
提出書類	本人氏名が明記された参加証、本人氏名が明記された領収書のいずれか(コピー可)。
備考	・該当するフォーラムの例を「研修会等の参加に関する活動実績ポイント早見表」に示す(日精看オンラインで後日公開)。

M. 学会誌・専門誌における査読・編集委員

精神科認定看護師として求める活動内容	学会誌、専門誌、看護研究論文の査読委員、編集委員を行った場合。
例	・支部推薦論文の査読委員 ・精神科看護の編集委員 など
計算方法	・査読委員・編集委員に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。
提出書類	・本人氏名・依頼者・依頼内容・依頼期間等が明記された依頼文書(コピー可)。

N. 専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者

精神科認定看護師として求める活動内容	専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者を行った場合。
例	・日本精神科看護学術集会誌に掲載された論文を筆頭者として執筆 ・精神科看護(精神看護出版)に実践報告を筆頭執筆者として執筆 ・看護職を対象としたテキストを筆頭執筆者として執筆 ・企業、行政、団体からの依頼による専門的な知識・情報を執筆し、オンラインに筆頭者として記事が掲載された場合 など
計算方法	・筆頭執筆者として執筆に携わった編数分をカウントする。 ・カウント方法は、5000 字(A4用紙3枚を目安、図表を含む)までを 1編とし、以降 5000 字毎に1編としてカウントすることができる。例えば、3000字を執筆した場合は1編、6000 字を執筆した場合は2編、論文が3ページ掲載された場合は1編となる。 ・「G. 学会・研究会発表 筆頭者」で発表した抄録集の掲載は実績とならない。 ・取材による掲載や座談会など、自身が執筆していないものは実績とならない。
提出書類	・書籍の場合は、本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・論文の場合は、学会名・論文タイトル・本人氏名が明記された学会誌の論文のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。 ・コピーにあたっては、ページ数が分かるようにすること。

O. 専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者

精神科認定看護師として求める活動内容	専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者を行った場合。
例	・日本精神科看護学術集会誌に掲載された論文を協同研究者として執筆 ・精神科看護(精神看護出版)に実践報告を共著者として執筆 ・看護職を対象としたテキストを共著者として執筆 など ・企業、行政、団体からの依頼による専門的な知識・情報を執筆し、オンラインに共著者として記事が掲載された場合 など
計算方法	・共著者として執筆に携わった編数分を上記の筆頭執筆者の場合のカウント方法に準じてカウントすることができる。 ・「H. 学会・研究会発表 共同研究者」で発表した抄録集の掲載は実績とならない。 ・取材による掲載や座談会など、自身が執筆していないものは実績とならない。
提出書類	・書籍の場合は本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・論文の場合は、学会名・論文タイトル・本人氏名が明記された学会誌の論文のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。 ・コピーにあたっては、ページ数が分かるようにすること。

3)大項目名:社会活動

P. 協会・支部における委員・活動

精神科認定看護師として求める活動内容	日精看の本部、または、支部の役員、委員、こころの日などの支部活動への参加、年間を通した活動に携わった場合。
例	・本協会の理事または監事 ・本協会の支部の支部長、事務局長などの支部役員 ・本協会の支部の教育委員、広報委員、編集委員などの委員 ・日精看ニュース、または、支部ニュースの執筆 ・福島県外避難者の心のケア訪問業務 ・愛媛県被災地こころの保健室(こころの保健室のスタッフ)
計算方法	・上記の活動に携わった年数をカウントする。ただし、異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。 ・執筆については掲載された年度を1年とみなす。ただし、取材による掲載などで執筆を行っていない場合は実績として認めない。
提出書類	①役員・委員などの場合 ・本人氏名・依頼者・依頼内容・期間(任期)が明記された依頼文書(コピー可)。 ・依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「依頼内容」「期間(または任期)」など具体的内容を記載し、支部事務局の印鑑または支部長の署名がある原本。 ・会議の出席依頼は委員の任期が記載されていないため証明書類とはみなさない。 ②執筆の場合 ・本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー ③上記以外の場合 ・本人氏名・依頼者・依頼内容・期間(任期)が明記された依頼文書(コピー可)。依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「依頼内容」「期間(または任期)」など具体的内容を記載し、依頼者の印鑑または署名がある原本。 ・会議の出席依頼は委員の任期が記載されていないため証明書類とはみなさない。
備考	・「愛媛県被災地こころの保健室」を行っている場合、この事業に関する研修会や会議への参加はカウントすることはできない。

Q. 学会・自治体・NPO法人等における社会活動

精神科認定看護師として求める活動内容	学会、行政、NPO法人、精神科認定看護師の会などから委員を委嘱された場合。
例	・精神科認定看護師の会の役員 ・学術集会や支部研修会などで精神科認定看護師の会のブースを担当 ・相談支援専門員 ・地域活動専門員 ・精神医療審査会委員 ・民生委員 ・行政や団体が実施主体となっている電話相談の相談員（こころの健康相談統一ダイヤル相談員など） ・NPO法人の理事、または、他の学会の理事 など
計算方法	・上記の活動に携わった年数をカウントする。 ・異動や更新申請などのため1年に満たない時は、6ヶ月以上携わった場合に1年とみなしてカウントする。 ・精神科認定看護師の会のブースは、1回の場合も複数回の場合も当該年度を1年としてカウントする。なお、同会の役員がブースを行った時は、役員とブースの両方を実績とできる。
提出書類	本人氏名・依頼者・依頼内容・期間が明記された依頼文書（コピー可）、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「依頼内容」「期間」、具体的内容を記載し、活動を行った施設・団体・企業などの責任者または依頼者の押印または署名があるもの（原本に限る）。

R. 市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動

精神科認定看護師として求める活動内容	一般市民を対象とした精神保健医療福祉に関する講演、相談、指導や災害時における災害支援活動などを行った場合
例	・こころの日の活動の企画運営 ・こころの健康出前講座での講演 ・所属施設の社会貢献事業として実施した公開講座 ・講演などで講師を行った場合は、「講師に関する早見表」を参照（日精看オンラインで後日公開） ・DMAT、DPAT、法人、行政等による災害派遣や災害支援ボランティア ・一般市民向けの書籍、雑誌、行政や団体が発行する機関誌に精神保健医療福祉、メンタルヘルスに関する内容を執筆

計算方法	・支部活動や主催者がある活動の場合は、準備から実施までの一連の過程を1回とカウントする。 ・市民を対象とした相談、指導については、1回の実施で複数名の相談、指導を行った場合でも1回とする。 ・インフォーマルな相談・指導や外来における看護相談はカウントされない。 ・災害支援の場合は、派遣日数に関わらず1派遣を1回とする。 ・執筆の場合は、依頼により執筆した数を合計する。
提出書類	①支部活動の場合 ・本人氏名・依頼者・実施日・開催場所・内容が明記された依頼文書(コピー可)。 ・依頼文書がない場合は、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「依頼内容」「期間」等、具体的内容を記入し、支部事務局の押印または支部長の署名がある原本。 ②主催者(所属施設・団体・企業など)がある活動の場合 ・本人氏名・講演日時・場所・内容等が明記された依頼文書(コピー可)。 ・依頼文書がない場合は、本人氏名が明記されたプログラム、本人氏名が明記された講演を周知するためのチラシ(コピー可)、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「講演日時」「場所」「内容」等、具体的内容を記入し、活動を行った施設・団体・企業などの責任者または依頼者の押印または署名がある原本。 ③自主企画の場合 ・本人氏名が明記された講演を周知するためのチラシ(コピー可)、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に、「依頼者の氏名」「依頼者の所属」「依頼内容」「実施日」「参加人数」等の項目を設けてその内容(具体的に)を記載し、依頼者の押印または署名がある原本。 ④災害支援として活動を行った場合 ・本人氏名が明記された派遣元の依頼文書(コピー可)、あるいは、本ガイドブックで提示している「活動実績証明書」に、記号・活動内容を記入し、「具体的な内容」欄に「派遣期間(日数)」「派遣先」「活動内容」等、具体的内容を記入し、所属施設の上司の押印または署名がある原本。 ⑤一般市民向けのメンタルヘルスに関する内容を執筆した場合 ・書籍、雑誌、機関誌の場合は、本人氏名、タイトル、出版年月日が明記された掲載誌のコピー。 ・オンラインに掲載された記事の場合は、依頼文書と執筆者の名前が記載された記事のコピー。

精神科認定看護師更新審査

精神科認定看護師制度は、精神科認定看護師の資質保持のため更新制度を設ける。したがって、精神科認定看護師認定証の有効期間は5年間とし、5年毎に更新審査を受ける。

1. 実施について

- ・精神科認定看護師更新審査は年1回とし、認定の更新を受けようとする者（以下、認定更新申請者）に対して実施する。
- ・精神科認定看護師更新審査実施要項は、本協会のホームページ等で公表する。
- ・認定更新申請者は、精神科認定看護師認定証の有効期間満了となる4カ月前の所定の期間に申請書類を提出する。申請期間は更新審査実施要項に示す。
- ・定められた期間内に更新申請がない場合は、精神科認定看護師の資格を喪失する。

2. 更新の要件について

- ・認定更新申請者は、精神科認定看護師制度運営規則第14条に定められた下記の要件を満たすことが必要である(表10)。

表10 精神科認定看護師の更新の要件と必須事項

更新の要件	第14条 制度設置規則第8条が定める認定の更新を受けようとする者（以下、認定更新申請者という。）は、次に定める各号のいずれにも該当する者であることを要する。 (1) 申請時に精神科認定看護師であること。 (2) 精神科看護の実務を行う場があり、認定期間の看護実務時間が2,000時間以上であること。 (3) <u>研修・研究活動等報告書の実績が50点以上であり、必須事項を含むこと。</u> 2 前項の規定にかかわらず、教育認定委員会もしくは認定審査会が所定の実績を有し、精神科認定看護師の役割を果たしていると認める者。
必須事項	1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること。 2. 以下の必須事項を含む。 1) 「研修会」「研究活動」「社会活動」の <u>大項目のうち、2つ以上の項目</u>を含むこと。 2) <u>以下のいずれかの内容を1つ以上含む。</u> F 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催) G 学会・研究会発表 筆頭者 H 学会・研究会発表 共同研究者 I 学会主催者からの依頼による講師・演者

3. 更新の通知について

- ・本協会は更新申請年度を迎えた精神科認定看護師に更新申請期間等の案内を文書で通知する。
- ・案内の文書は更新対象者が所属施設として当協会の会員管理システムに登録されている施設へ本人宛に郵送する。
- ・所属施設等の変更手続きをしていない場合は、案内が届かないことがあるので、所属施設の変更手続きは各自で速やかに行うこと。

4. 申請の手続きについて

1) 申請書類

- ・資格の更新審査を受けようとする者は、表 11 に示す申請書類を認定審査会に提出する。ただし、研修・研究活動等報告書(様式 13)の得点は、50 点以上 100 以下の範囲で申請することとする。
- ・記載にあたっては、日精看オンラインで公表する「更新審査の申請の手引き」を確認すること。
- ・書類に不備がある場合は受理しない。

表 11 更新審査に関する書類一覧

様式	様式の名称	備考
様式10	精神科認定看護師認定更新申請書	必ず提出
様式11①常勤用	勤務状況証明書	該当するものを必ず提出。所属が変更した場合は施設毎に作成
様式11②非常勤用	勤務状況証明書	
様式12	実践活動報告書	必ず提出
様式13	研修・研究活動等報告書	必ず提出
様式14	研修・研究活動等報告一覧	2025年4月以降の実績は、本ガイドブックの左記の様式に記載すること
様式15-1	看護実務時間証明書(活動記録)No.1	第14条2 ¹⁾ により審査を受ける場合に提出
様式15-2	看護実務時間証明書(活動記録)No.2	
様式16	活動実績証明書	2025年4月以降の実績を申請する場合に提出
様式17	研修会参加証明一覧表	
様式18	証明書類添付用紙	
様式8-1	5年間の活動実績ポイント換算表	2025年3月末日までの実績を申請する場合に提出 様式は、令和6年ガイドブックのものとする
様式8-2	院内活動に関する活動実績	
様式8-3	研修会に関する活動実績	
様式8-4	学会に関する活動実績	
様式8-5	執筆に関する活動実績	
様式8-6	社会貢献に関する活動実績	
様式8-7	その他の活動に関する活動実績	
証明書類添付用紙		

注1)第14条2は、精神科認定看護師制度運営規則第14条2のことである

2) 申請書類の入手方法

- ・申請書類は、日精看オンラインからダウンロードして作成し、A4 サイズでプリントアウトする。

3) 提出方法

- ・申請書類は、日精看オンラインに公開している「精神科認定看護師更新審査実施要項」で申請期間と提出先を確認し、その期間内に必着で郵送する。期日を過ぎた場合は受け付けない。
- ・郵送する際は、原則として申請書類は折らずに全てを 1 つの封筒等にまとめて入れる。申請書類を封筒 2 通など分けて郵送しないこと。
- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。申請書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5. 更新審査料について

- ・更新審査料は、申請書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・更新申請年度に会費を納入していない場合は、申請書類の提出前までに必ず支払うこと。

6. 審査について

- ・申請書類を受理した後、審査番号を本人に通知する。
- ・審査は、認定審査会において提出された申請書類に基づき更新の可否を理事会に答申し、理事会が決定する。
- ・審査結果は、本人宛に文書で通知する。また、合格者の審査番号をホームページで公表する。

7. 結果通知後の手続き

- ・合格となり更新が認められた者は、登録料を支払い、所定の手続きを行うことで、精神科認定看護師として 5 年間登録される。
- ・不合格となった者は、精神科認定看護師認定証書の有効期限後に資格を失効する。なお、資格の再取得を希望する場合は、再取得申請を行うことができる。

更新期間延長申請

1. 対象者について

更新対象者のうち、病気その他のやむを得ない理由により認定更新手続きができない場合とする。

2. 申請方法

- ・申請を行う必要がある時は認定事業担当に連絡し、表 12 の書類を申請期間内に郵送により提出する。
- ・1回の申請で更新期限の延長が認められる期間は、原則として1年間とする。
- ・それ以上の延長が必要な場合は、翌年度の申請受付期間内に再度延長申請を行い、審査を受けることができる。延長申請は、最大3回(最長3年)までとする。

表 12 更新期間延長申請に関する書類と提出先

提出書類	1. 更新期間延長申請書(様式20) 2. 申請理由を証明する書類
提出先	〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当

3. 申請受付期間について

更新申請書類の提出期間の翌月とする。詳しい日程は日精看オンラインで公表する。

4. 審査について

- ・提出された申請書類に基づき、理事会が延長の可否を決定する。
- ・審査結果は、文書にて本人宛に通知する。

5. 申請が認められた場合

- ・更新対象者で更新期限の延長が認められた期間内に、精神科認定看護師としての活動を行うことは差し支えないが、事前に教育認定委員会に申し出なければならない。
- ・延長が認められた更新対象者が更新をする場合は、当該年度の更新審査実施要項に基づいて審査を行うものとする。
- ・特に延長申請を行った後の 2029 年度以降に更新審査を受ける場合は、必須事項を含むことになるので注意すること。

6. 申請が認められない場合

- ・精神科認定看護師認定証書の有効期限後に資格を失効する。なお、資格の再取得を希望する場合は、再取得申請を行うことができる。

資格の辞退・喪失・停止

1. 資格の喪失・停止の要件について

- ・精神科認定看護師は制度設置規則第9条に示された下記のいずれかに該当する場合に精神科認定看護師の資格を喪失ないし停止する(表13)。

表13 資格の喪失・停止の要件

- | |
|---|
| ①精神科認定看護師の資格を辞退したとき、会員ではなくなったとき、本人が死亡したときのいずれかに該当するとき
②精神科認定看護師の認定の更新を行わなかったとき
③精神科認定看護師制度運営規則第14条に定める認定更新を受けるための要件を満たさなかったとき
④資格の取得または更新のために虚偽の申告をしたことが判明したとき
⑤日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消されたとき
⑥倫理的あるいは社会的規範に反する行為を行い、精神科認定看護師としてふさわしくないとき |
|---|

2. 資格の喪失・停止の手続きについて

- ・資格の喪失ないし停止の決定は、各年度の第1回理事会において承認を得る。
- ・資格の喪失ないし停止の決定に異議がある場合は、精神科認定看護師制度設置規則第10条により結果を通知した書面の発送日より30日以内に書面にて再審査の請求を行うことができる。
- ・再審査を請求する場合は、「本人氏名、年齢、所属施設名、結果通知先住所、処分があったことを知った日、不服申立の理由、不服申立の年月日」を書面に記載し理事会に提出する。なお、不服申立は、本人のみが行うことができ、氏名については自署とする。

3. 辞退を希望する場合の手続きについて

1) 提出書類について

- ・精神科認定看護師認定証書に記載された有効期限より前に精神科認定看護師資格を辞退する場合は、表14の書類を郵送により理事会に提出する。
- ・辞退に関する書類の提出期間は設けていないが、辞退の手続き上、更新申請書類の提出期間に準じて提出することが望ましい。

表14 精神科認定看護師の資格の辞退に関する書類と提出先

提出書類	1. 認定資格辞退届(様式21) 2. 精神科認定看護師認定証書
提出先	〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当

2) 辞退の手続きについて

- ・認定資格辞退届(様式 21)を受理した後、本協会は書類を受理したこと、翌年度に資格を失効することを本人に書面で通知する。
- ・資格の辞退を理事会が認めた場合、精神科認定看護師としての登録の抹消は届出のあった翌年度に行う。例えば、2025 年度に辞退届を提出した場合は、翌年度の 2026 年度以降の登録を抹消する。

4. 本協会の会員ではなくなった場合

- ・精神科認定看護師は当協会への入会が必須である。そのため、退会手続きを行った精神科認定看護師や会費が未納の精神科認定看護師を理事会に報告し、資格の喪失を理事会が認めた場合、精神科認定看護師としての登録を抹消する(図 5)。

1) 退会手続きを行った場合

- ・退会届を受理した後、本協会は書類を受理したこと、翌年度に資格を失効することを本人に書面で通知する。
- ・資格の喪失を理事会が認めた場合、精神科認定看護師としての登録を抹消する。
- ・退会届を提出後に、退会の取り消しを行う時は、速やかに認定事業担当に連絡し、協会事務局に退会届の取り消しを書面で提出する。なお、第1回理事会において資格の失効が決定した後に退会届の取り消しや入会手続きを行っても精神科認定看護師の資格は継続できない。失効が決定した後に資格を継続することを希望する場合は再取得の手続きを行う。

2) 会費が未納の場合

- ・本協会は会費が未納の精神科認定看護師に対して、書面により会費が未納である旨を通知する。この文書は当協会の会員管理システムに登録されている施設または自宅の住所へ本人宛に郵送する。
- ・その後も会費が未納である場合は、本人に資格を喪失する旨を再度文書で通知し、理事会に報告する。
- ・資格の喪失を理事会が認めた場合、精神科認定看護師としての登録を抹消する。

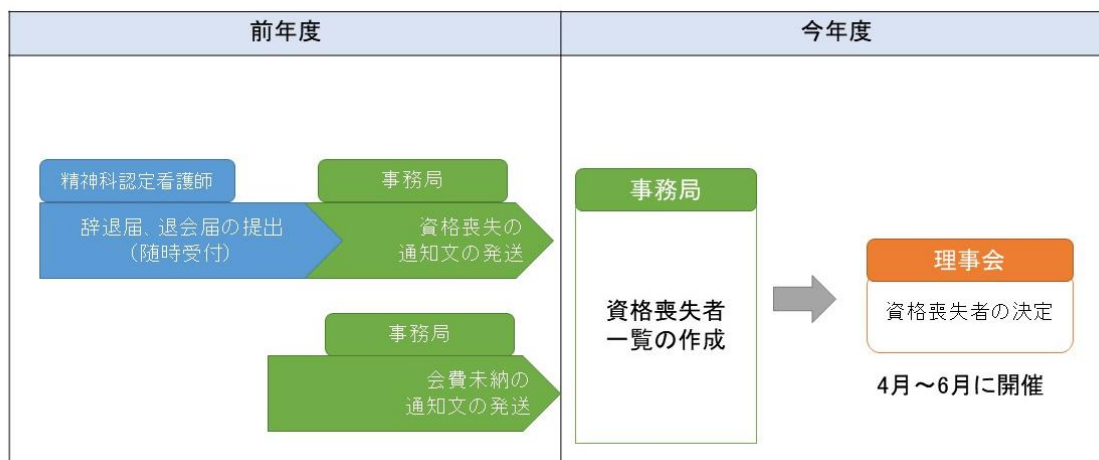


図 5 本協会の会員ではなくなった場合に資格の登録を抹消するまでの流れ

資格の再取得

1. 再取得の対象者について

精神科認定看護師制度設置規則(以下、設置規則)第9条①、②、③、④、⑥により精神科認定看護師の資格を喪失した場合、設置規則第11条により精神科認定看護師の資格を再び取得できる。

2. 再取得を希望する場合の手続きについて

再取得を希望する場合は、①再取得審査を受ける資格があることを認めてもらうための一次審査(再取得資格審査)に合格し、その後に②二次審査(再取得審査)を受ける必要がある(図6)。一次審査と二次審査は理事会において実施し、これらの審査に合格することにより精神科認定看護師の資格を再び取得できる。

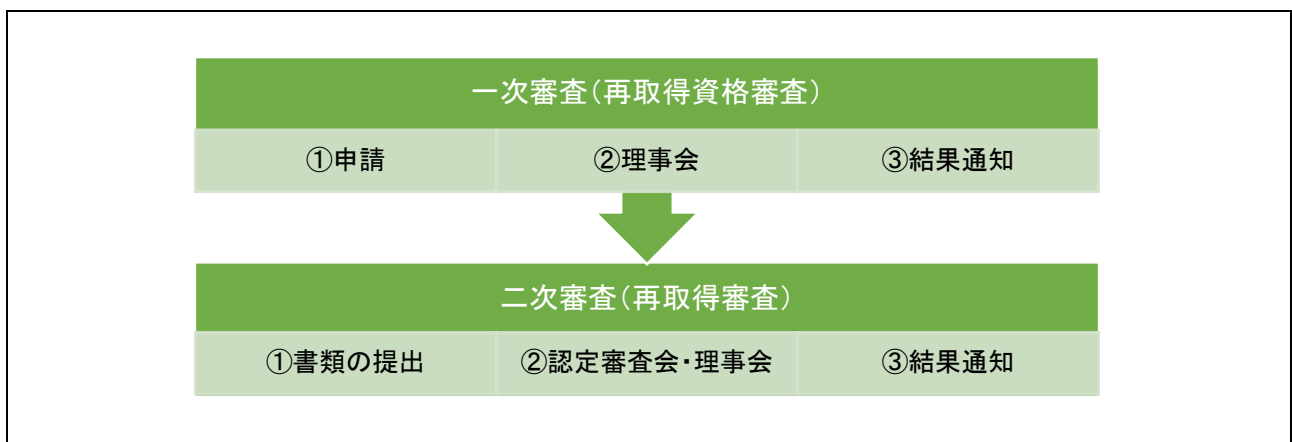


図6 資格の再取得の概要

3. 一次審査(再取得資格審査)

1) 申請期間

毎年4月1日～4月10日とする。

2) 申請書類

- ・再取得に関する一次審査を受けようとする者は、申請期間内に下記の申請書類を理事会に提出する(表15)。
- ・書類に不備がある場合は受理しない。

表15 精神科認定看護師の再取得に関する一次審査の申請書類

1. 精神科認定看護師再取得申請書(一次審査)(様式30-1)
2. 理由書(様式31)
資格を喪失した経緯・理由及び再取得をめざす理由について800字から1000字程度で記載する。
3. 推薦状(様式32)
4. 看護師免許証のコピー(A4 サイズにコピーすること)

3) 出願書類の入手方法

- ・申請書類は、日精看オンラインからダウンロードし、A4 サイズでプリントアウトする。

4) 提出方法

- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。
申請書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5) 再取得申請料について

- ・再取得申請料は、書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・書類を提出した時点で本協会に入会をしている場合（当該年度の会費を支払っていること）は会員価格とし、本協会に入会をしていない場合は非会員価格とする。
- ・一次審査において、再取得資格が認められなかった場合であっても返金はしない。

6) 審査について

- ・審査は提出された申請書類に基づき、書類審査により行う。
- ・審査は教育認定委員会、理事会の審議を経て、合格者を決定する。
- ・一次審査の結果は、本人へ書面により通知する。

7) 結果通知後の手続き

- ・一次審査に合格した者は、二次審査を受けることができる。二次審査の詳細は、本人へ書面により通知する。二次審査までに直近 5 年間の看護実務時間や実績が更新要件を満たしていることが求められる。
- ・一次審査に不合格となった者は、二次審査を申請することができない。再取得をめざす場合は、次年度以降に再度、一次審査を受けることができる。

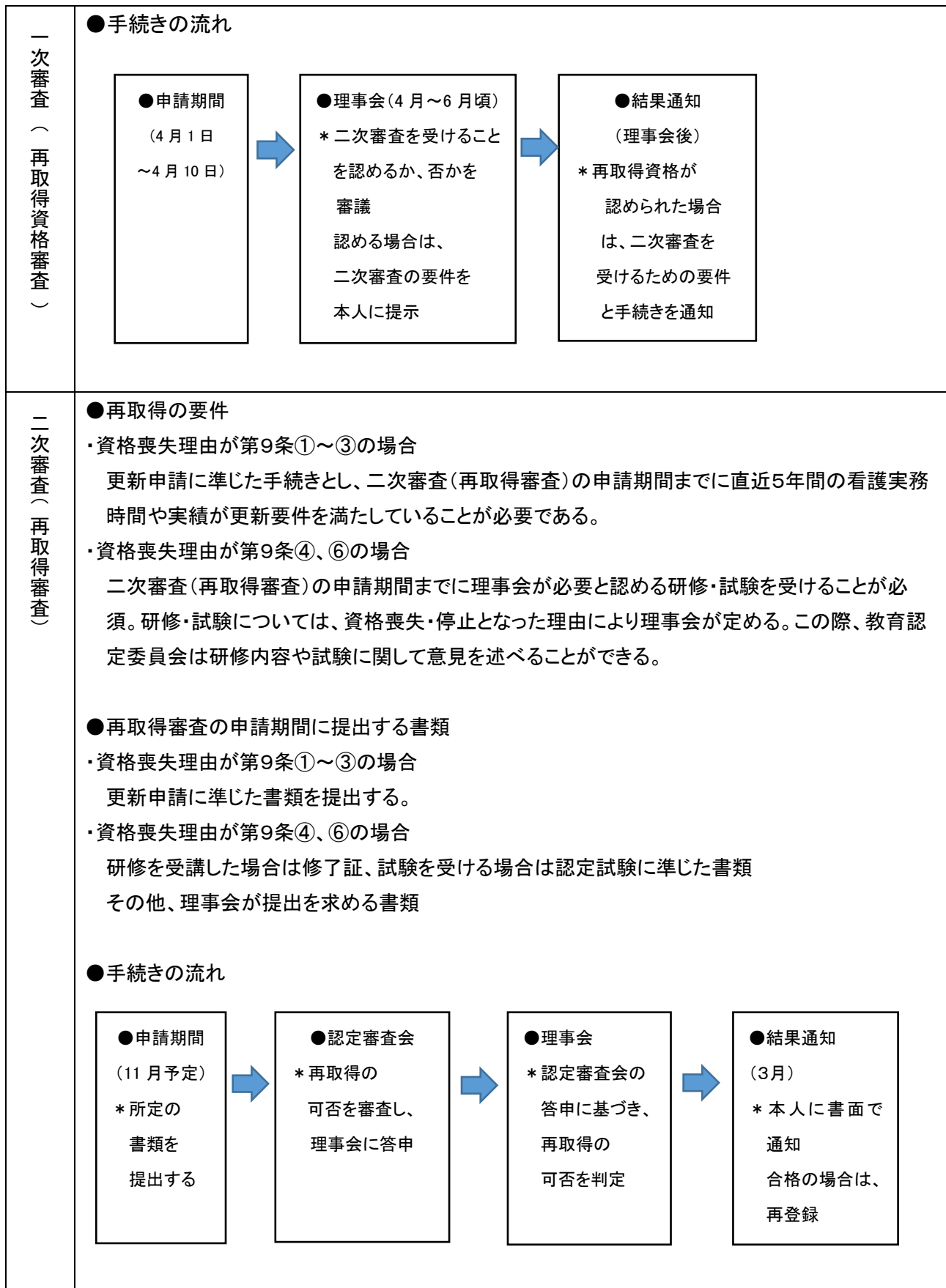


図 7 資格を再取得する場合の手続き

4. 二次審査(再取得審査)

1)再取得の要件

- ・再取得に関する二次審査の申請にあたってはその申請期間までに、再取得の要件を満たすことが必要である(表 16)。

表 16 精神科認定看護師の再取得の要件

1. 資格喪失理由が第9条①～③に該当する者の再取得の要件とは、「再取得の申請期間までの直近5年間に更新の要件を満たしていること」である。
2. 資格喪失理由が第9条④、⑥に該当する者の再取得の要件とは、「再取得の申請期間までに理事会が必要と認める研修・試験を受けること」である。

2)精神科認定看護師制度改正における変更点について

- ・2025 年度の制度改正により、更新審査の要件が変更になった(本ガイドブック P48 参照)。そのため、実績の算出期間や得点の計算方法は以下の通りとなる(図 8)。また、更新申請にあたっては、必須事項が定められた(表 17)。



図 8 再取得の要件として指定される活動期間について

(1)活動期間、研修・研究活動等報告書の合計得点の算出方法

- ・2024 年度までの活動実績は、精神科認定看護師制度ガイドブック令和 6 年改訂版(P40～P56、P66～P71 参照)(以下、令和 6 年ガイドブック)に基づいて管理し、令和 6 年ガイドブックで提示している様式 8-1 の活動実績ポイント換算表により得点を計算する。
- ・2025 年度以降の活動は、研修・研究活動等報告書により得点を計算する。
- ・そのうえで、2024 年度までの得点と 2025 年度以降の得点を図 8 の「得点の計算方法」に基づいて合計得点を算出する。この合計得点が 50 点以上であることが必要である。

(2)再取得審査における必須事項について

- ・2029 年度の申請までは移行期間であるため、必須事項を含まなくても差し支えない。
- ・2030 年度以降に申請を行う場合は、必ず必須事項を含むことが求められている。

表 17 必須事項について

- | |
|---|
| 1. 研修・研究活動等報告書の合計得点が50点以上であること
2. 以下の必須事項を含む
1)「研修会」「研究活動」「社会活動」の 大項目のうち、2つ以上の項目を含むこと
2)以下のいずれかの内容を1つ以上含む
F 精神科認定看護師を対象にした研修会(本部主催)
G 学会・研究会発表 筆頭者
H 学会・研究会発表 共同研究者
I 学会主催者からの依頼による講師・演者 |
|---|

3)申請書類

- ・一次審査の結果通知に示された申請期間内に指定された書類を提出する。

4)審査について

- ・二次審査は提出された申請書類に基づき、書類審査により行う。
- ・審査は、認定審査会、理事会の審議を経て、合格者を決定する。
- ・二次審査の結果は、本人は書面により通知する。

5)結果通知後の手続き

- ・合格となり再取得が認められた者は、登録料を支払い、所定の手続きを行うことで、精神科認定看護師として5年間登録される。
- ・なお、再登録をされた場合、精神科認定看護師1年目からの再登録となり、過去の精神科認定看護師の履歴についてはカウントされない。
- ・不合格となった者は、精神科認定看護師として再登録されない。

精神科認定看護師認定証書・アイテム・マーク

1. 精神科認定看護師認定証書

1) 認定証書について

- ・資格の登録手続きを完了した者に精神科認定看護師認定証を発行する。
- ・認定証書には、資格の登録番号(資格取得の登録年度と会員書番号を組み合わせた10桁の数字)と資格の有効期限を記載している。
- ・資格の有効期限を必ず確認し、更新申請年度を誤らないように注意すること。

2) 再発行

- ・氏名の変更や認定証書の紛失などの理由により、再発行を希望する場合は、郵送により再発行の申請を行う(表18)。
- ・氏名が変更となった場合は、本協会に会員登録内容の変更手続きを行い、その後に再発行の申し込みを行う。
- ・申し込み後、2週間程度で返送を予定している。

表18 認定証書の再発行の手順

提出書類	1. 再発行を希望する旨の書面 図9を参考に任意の書式で書面を作成、または、日精看オンラインで公開している申込書 2. 返信用封筒 返送先住所を記載、郵送料は自己負担であるためレターパックなどを同封すること
提出先	〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当
費用	無料

2. アイテム

精神科認定看護師の存在を可視化するためのアイテムとして、バッジとネームプレートを精神科認定看護師に配布する。医療スタッフ、利用される方々等への精神科認定看護師の存在を社会的に周知することをねらいとしているとともに、精神科認定看護師自身の意識の向上も期待をしている。

1) バッジ

- ・登録手続きを完了した者に、その証として精神科認定看護師のマークを入れたバッジを配布する。
- ・バッジは、更新を重ねることによりグレードが上がり、更新審査に合格した場合、これまでの活動の功績を称え経験年数に応じたバッジを配布する。

表 19 精神科認定看護師のバッジ

デザイン	色	配布対象者
	ブロンズ	精神科認定看護師認定試験合格者
	シルバー	1回目の更新審査の合格者 (精神科認定看護師5～10年)
	ゴールド	2回目の更新審査の合格者 (精神科認定看護師10年以上)

2) ネームプレート

- ・資格の登録手続きを完了した者にネームプレートを発行する。
- ・ネームプレートには、本人写真、精神科認定看護師の登録番号、登録された日、有効期限を記載する。

3) 再発行

- ・バッジやネームプレートの再発行を希望する場合は、表 20 に示す書類を郵送により再発行の申請を行い、指定の口座に代金を支払う。
- ・氏名が変更となった場合は、本協会に会員登録内容の変更手続きを行い、その後に再発行の申し込みを行う。
- ・バッジは、申込書の提出および本協会での入金を確認した後、発送する。
- ・ネームプレートは、申込書の提出および本協会での入金を確認した後に業者に制作依頼する。そのため、申込書到着後、発送まで 2 週間程度を要する。

表 20 認定証書、バッジ、ネームプレートの再発行の手続き

提出書類	1. 再発行を希望する旨の書面 図9を参考に任意の書式で書面を作成、または、日精看オンラインで公開している申込書 2. 返信用封筒 返送先住所を記載、郵送料は自己負担であるためレターパックなどを同封すること 3. ネームプレートの場合は、顔写真の画像データを入れたUSB ファイル形式: JPEG (ファイルサイズは500KB以上) 背景は無地として、正面からの上半身を撮影し、明るくはっきりと写った写真を用意してください(服装は、ユニフォーム、スーツなど、どちらでも可)
提出先	〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当
費用	バッジ 1,100円(税込) ネームプレート 3,300円(税込)
支払方法	支払いは前払いとし、以下の口座に支払うこと 金融機関名 ゆうちょ銀行 019店 口座番号 当座 0623231 口座名義 シヤ)ニホンセイシンカカンゴキョウカイ

〇〇〇の再発行の依頼

1. 氏名 〇〇
2. 会員番号 〇〇
3. 送付先住所 〇〇
返信用封筒に記載した住所と
同じものを記載
4. 電話番号 〇〇
5. 振込日 〇月〇日

図 9 認定証書の再発行依頼文書の例

3. マーク

1) コンセプト

- ・精神科認定看護師の英語表記「Certified Expert Psychiatric Nurse」の頭文字である「CEPN」をデザインしたマークである。背景のトライアングルのモチーフは、知識、技術、経験を表している。バランスのとれたスキルは精神科認定看護師の確かな実践力を示す。

2) マークの使用について

- ・精神科認定看護師のマークを名刺等に入れることを希望する場合は、各自で日精看オンラインからマークのデータをダウンロードして使用してよい。
- ・マークのデータを利用するにあたっては、改変を加えないこととする。また、名刺に名称を表記する際には、「精神科認定看護師」とする。「〇〇領域認定看護師」という表記は、精神科認定看護師の名称を社会的に周知させる観点から使用しないこと。

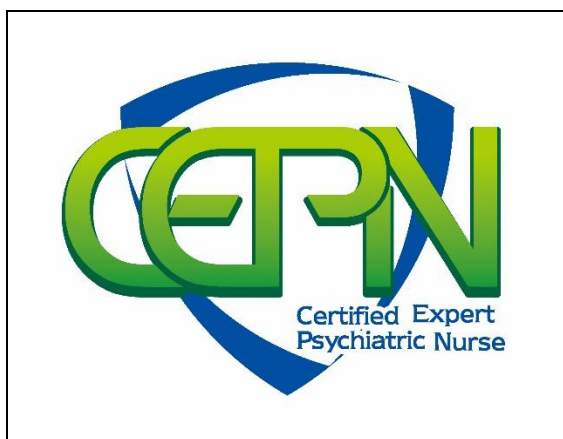


図 10 精神科認定看護師マーク

精神科認定看護師の更新、再取得などに関する費用

登録料や再発行等に関する費用は下記の通りである(2025 年 4 月現在)。価格は予告なく変更する場合がある。

1. 更新審査に関する費用

精神科認定看護師の資格は本協会の会員に限定しているため会員価格のみとする。

表 21 更新審査および登録に関する費用 (税込)

項目	会員価格
更新審査料	44,000円
登録料	22,000円

2. バッジ、ネームプレートの再発行料

バッジやネームプレートを再発行する場合は、実費負担とする。

表 22 バッジ、ネームプレートの再発行料 (税込)

項目	会員価格
バッジの再発行料	1,100円
ネームプレートの再発行料	3,300円

3. 再取得審査に関する費用

再取得審査料には、一次審査と二次審査の費用を含む。また、審査を受ける段階においては非会員でも差し支えない。

表 23 資格の再取得および登録に関する費用 (税込)

項目	会員価格	非会員価格
再取得審査料	44,000円	88,000円
登録料	22,000円	

精神科認定看護師による診療報酬の算定

精神科認定看護師が算定要件に含まれている診療報酬は、下記のとおりである(令和 6 年 3 月 31 日時点)。

1. 機能強化型訪問看護管理療養費

精神科認定看護師教育課程は、機能強化型訪問看護管理療養費の届出基準にある「専門の研修」に該当している。

問 9 機能強化型訪問看護管理療養費の届出基準における「専門の研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答)現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修
なお、①、②及び④については、それぞれいずれの分野及び区分(領域別/パッケージ研修を含む。)の研修を受けた場合であっても差し支えない。

【出典】厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について(その1)、令和 4 年 3 月 31 日

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000983165.pdf>

2. 精神科リエゾンチーム加算

精神科リエゾンチーム加算の施設基準にある「精神看護関連領域に係る適切な研修」に精神科認定看護師が該当している。

問 71 区分番号「A230-4」精神科リエゾンチーム加算の施設基準において求める看護師の「精神看護関連領域に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答)現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「認知症看護」
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」の区分の研修
なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成 24 年3月 30 日事務連絡)別添1の問 39 は廃止する。

【出典】厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について(その1)、令和 4 年 3 月 31 日

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000983165.pdf>

3. 認知症ケア加算

精神科認定看護師は、認知症ケア加算の施設基準にある認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の常勤看護師に求められる「認知症治療に係る適切な研修」を修了している。

認知症ケア加算1の専任の常勤看護師の研修は以下のとおり。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

【出典】厚生労働省保険局医療課、令和2年度診療報酬改定の概要、令和2年3月5日版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000691038.pdf>

西暦・和暦早見表

原則として、年月日を記載する時は西暦を用いること。下記を参考に書き誤りがないよう注意すること。

昭和26年	1951年
昭和27年	1952年
昭和28年	1953年
昭和29年	1954年
昭和30年	1955年
昭和31年	1956年
昭和32年	1957年
昭和33年	1958年
昭和34年	1959年
昭和35年	1960年
昭和36年	1961年
昭和37年	1962年
昭和38年	1963年
昭和39年	1964年
昭和40年	1965年
昭和41年	1966年
昭和42年	1967年
昭和43年	1968年
昭和44年	1969年
昭和45年	1970年
昭和46年	1971年
昭和47年	1972年
昭和48年	1973年
昭和49年	1974年
昭和50年	1975年

昭和51年	1976年
昭和52年	1977年
昭和53年	1978年
昭和54年	1979年
昭和55年	1980年
昭和56年	1981年
昭和57年	1982年
昭和58年	1983年
昭和59年	1984年
昭和60年	1985年
昭和61年	1986年
昭和62年	1987年
昭和63年	1988年
昭和64年	1989年
平成元年	
平成2年	1990年
平成3年	1991年
平成4年	1992年
平成5年	1993年
平成6年	1994年
平成7年	1995年
平成8年	1996年
平成9年	1997年
平成10年	1998年
平成11年	1999年
平成12年	2000年

平成13年	2001年
平成14年	2002年
平成15年	2003年
平成16年	2004年
平成17年	2005年
平成18年	2006年
平成19年	2007年
平成20年	2008年
平成21年	2009年
平成22年	2010年
平成23年	2011年
平成24年	2012年
平成25年	2013年
平成26年	2014年
平成27年	2015年
平成28年	2016年
平成29年	2017年
平成30年	2018年
平成31年	2019年
令和元年	
令和2年	2020年
令和3年	2021年
令和4年	2022年
令和5年	2023年
令和6年	2024年
令和7年	2025年

精神科認定看護師制度における各種様式一覧

項目	書式	内容
受講資格審査	様式 1	精神科認定看護師受講資格審査出願書
	様式 2 ①常勤用	受講資格審査 出願者勤務状況証明書
	様式 2 ②非常勤用	受講資格審査 出願者勤務状況証明書
	様式 3	精神科看護実践事例報告書
	様式 4	特定行為研修修了見込証明書
修了試験	オンライン申込	申込フォームにより手続きを行う
各種手続き	様式 5	精神科認定看護師教育課程 修業年数変更届
	様式 6	精神科認定看護師志願者 辞退届
認定試験	様式 7-1	精神科認定看護師認定試験出願書
	様式 7-2	精神科認定看護師活動計画書
登録	オンライン申込	申込フォームにより手続きを行う
更新	様式 10	精神科認定看護師認定更新申請書
	様式 11 ①常勤用	勤務状況証明書
	様式 11 ②非常勤用	勤務状況証明書
	様式 12	実践活動報告書
	様式 13	研修・研究活動等報告書
	様式 14	研修・研究活動等報告一覧
	様式 15-1	看護実務時間証明書（活動記録）No. 1
	様式 15-2	看護実務時間証明書（活動記録）No. 2
	様式 16	活動実績証明書
	様式 17	研修会参加証明一覧表
	様式 18	証明書類添付用紙
更新期間延長	様式 20	更新期間延長申請書
資格辞退	様式 21	精神科認定看護師 認定資格辞退届
再取得	様式 30-1	精神科認定看護師 再取得申請書（一次審査）
	様式 30-2	精神科認定看護師 再取得申請書（二次審査）
	様式 31	理由書
	様式 32	推薦状
	様式 33 ①常勤用	精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書
	様式 33 ②非常勤用	精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書

(様式 1)

※協会記入欄

受験番号

受付日

精神科認定看護師受講資格審査出願書

日本精神科看護協会 会長 殿

私は、精神科認定看護師教育課程を受講するために
受講資格審査に出願をいたします。

写真をはる位置

6か月以内に
撮影したカラー写真

1. 縦 40mm 横 30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

年 月 日現在 ※西暦で記載

ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 () 才
出願者氏名	(自筆署名)		入会状況	会員番号 () ・ 非会員
看護師免許証	登録年月日 年 月 日	登録番号		
職歴	勤務期間	施設名 (正式名称)		
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	合計	年 力月		
共通科目の履修免除申請		☐ 希望する (特定行為研修修了証のコピーを提出) ☐ 希望しない		
所属施設名				
所属施設住所	〒		連絡先 (施設・自宅・携帯) TEL ()	
結果通知先住所	(施設・自宅) 〒			

(様式2) ①常勤用

受講資格審査 出願者勤務状況証明書

出願者が記載

※西暦で記載

出 願 者 氏 名				
勤 務 施 設 名 (施設ごとに作成)				
看 護 実 務 経 験	精 神 科 関 連	勤務期間(常勤)	年数	診療科名・部門の特性
		年 月 ~ 年 月	年 力月	
		年 月 ~ 年 月	年 力月	
	他 科	年 月 ~ 年 月	年 力月	
		年 月 ~ 年 月	年 力月	
		年 月 ~ 年 月	年 力月	
	合 計	年 力月 (精神科看護の実務経験年数 年 力月)		

上記の受講資格審査の出願者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

看 護 実 践 力	
役 割	
指 導 力	

上記に相違ありません。

年 月 日

施 設 名

記載責任者 役職名

氏 名

印

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること(開封無効)。

(様式2) ②非常勤用

受講資格審査 出願者勤務状況証明書

出願者が記載

※西暦で記載

出 願 者 氏 名					
勤 務 施 設 名 (施設ごとに作成)					
看護 実務 経験	精 神 科 連 関	勤務期間(非常勤)	年 月 ~ 年 月		
		A 1 か月あたりの 勤務時間数	時間/月	B 実年数	月
		C 常勤換算年数(月)	月	常勤換算の方法 $A \times B \div 150 \text{ 時間} = C$	
		診療科名・部門の特性			
	他 科	勤務期間(非常勤)	年 月 ~ 年 月		
		A 1 か月あたりの 勤務時間数	時間/月	B 実年数	月
		C 常勤換算年数(月)	月	常勤換算の方法 $A \times B \div 150 \text{ 時間} = C$	
		診療科名・部門の特性			
	常勤換算 年数の合計	年 月 (精神科看護の実務経験年数 年 月)			

上記の受講資格審査の出願者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

看護 実践力	
役割	
指導力	

上記に相違ありません。

年 月 日

施設名

記載責任者 役職名

氏 名

印

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること (開封無効)。

(様式3)

精神科看護実践事例報告書

あなたが直近の1年間にかかわった多様な課題をもつ対象者（1名）に実践した看護を下記に記載して下さい。ただし、精神科以外に勤務している場合は、直近の1年間に限定しません。記載にあたっては対象者の個人情報の保護に配慮してください。

出 願 者 氏 名	(自筆署名)
実践を行った 施 設 名	
実 践 期 間	※この欄のみ西暦で記載 年 月 ～ 年 月
看 護 過 程 の 展 開	
ケースの概要	
アセスメント	
看護診断または 健康上の課題	
看 護 計 画	
実 施 (実践内容)	
評 価 (実施の結果)	

(様式 4)

特定行為研修 修了見込証明書

日本精神科看護協会 会長 殿

以下の通り、特定行為研修の修了見込みであることについて証明する。

ふ り が な		生 年 月 日	年 月 日 () 才
氏 名			
修 了 見 込 年 月 日	年 月 日		

年 月 日

指定研修機関番号

指定研修機関名

記載責任者 役職名

氏 名

(自筆署名または押印)

印

(様式5)

精神科認定看護師教育課程 修業年数変更届

一般社団法人日本精神科看護協会
教育認定委員長 殿

私は、下記の理由により精神科認定看護師教育課程における修業年数を次年度に延長することを申請いたします。

記載日		会員番号	※西暦で記載
氏名	(自署)		
申請回数	1 回目	2 回目	3 回目
施設名			
申請理由 ※該当するものを1つ選択		健康上の理由	
		勤務や業務上の理由	
		その他(具体的に記入)	
証明書類の有無 ※どちらか選択		あり／証明書類の種類：	
		なし	
次年度に 受講する科目			
今後の 学習計画			
通知文書の 送り先	施設・自宅 干		

(様式6)

精神科認定看護師志願者 辞退届

一般社団法人日本精神科看護協会
教育認定委員長 殿

私は、下記の理由により精神科認定看護師志願者を辞退します。

※西暦で記載

記載日	年 月 日	
氏名	(自署)	
会員番号		
所属施設名		
理由 ※該当するものを1つ選択		健康上の理由のため
		勤務調整が困難であるため
		家庭の事情のため
		一身上の都合のため
		その他
	※理由の詳細	
通知文書の 送り先	施設・自宅 〒	

(様式 7-1)

精神科認定看護師認定試験 出願書

*協会記入欄

受験番号

受付日

日本精神科看護協会 会長 殿

私は、精神科認定看護師教育課程を修了しましたので
精神科認定看護師認定試験に出願をいたします。

写真をはる位置

6か月以内に
撮影したカラー写真

1. 縦 40mm 横 30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

年 月 日現在 ※西暦で記載

ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 () 才
出願者氏名	(自筆署名)		入会状況	会員番号 () ・ 非会員
看護師 免許証	登録年月日 年 月 日	登録番号		
職 歴	勤務期間	施設名 (正式名称)		
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	年 月 ~ 年 月			
	合 計	年 力月		
所属施設名				
所 属 施 設 住 所	〒		連絡先 (施設・自宅・携帯) TEL ()	
教 育 課 程	☐ 修了見込み ☐ 修了日 年 月 日			
結果通知先 住 所	(施設 ・ 自宅) 〒			

(様式 7-2)

精神科認定看護師活動計画書

これまでの実践をふまえて、精神科認定看護師として取り組みたいこと、その実現に向けた活動計画、その根拠を記載してください。

出 願 者 氏 名	
勤 務 施 設 名	
取 り 組 み た い こ と	・ 看護実践 ・ 相談 ・ 指導 ・ 知識の発展
活 動 計 画	

(様式10)

精神科認定看護師認定更新申請書

一般社団法人日本精神科看護協会 会長 殿

私は、精神科認定看護師の更新を申請いたします。

※協会記入欄

審査番号

受付日

写真をはる位置

6 か月以内に
撮影したカラー写真

- 1. 縦 40mm 横 30mm
- 2. 本人単身胸から上
- 3. 裏面のりづけ

年 月 日現在 ※西暦で記載				
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 () 才
申請者氏名	(自筆署名)		会員番号	
看護師 免許証	登録年月日	登録番号		
	年 月 日			
認定証	登録番号	有効期間 (更新期間延長申請をした場合は、その期間を含む)		
		自 至	年 年	月 月 日 日
所属施設名				
所属施設 住所	〒		連絡先 (施設・携帯・自宅)	
			TEL ()	
結果通知先 住所	(施設 ・ 自宅) 〒			
提出書類に○印をしてください				
	様式10	精神科認定看護師認定更新申請書 (必ず提出)		
	様式11 (①常勤用)	勤務状況証明書 (必要に応じて提出)		
	様式11 (②非常勤用)	勤務状況証明書 (必要に応じて提出)		
	様式12	実践活動報告書 (必ず提出)		
	様式13	研修・研究活動等報告書 (必ず提出)		
	様式14	研修・研究活動等報告一覧 (必ず提出)		
	様式15-1, 15-2	看護実務時間証明書 (活動記録) No. 1 、 No. 2 (精神科認定看護師制度運営規則第14条の2により更新審査を受ける場合)		
	旧制度 様式8-1 様式8-2~7	5年間の活動実績ポイント換算表 活動実績 (2025年3月末までの活動を含めて更新審査を受ける場合)		
	活動実績を証明する書類			

勤 務 状 況 証 明 書

本人が記載

※西暦で記載

ふ り が な			
更 新 者 氏 名			
認 定 証	登 録 番 号	有 効 期 間 (更新期間延長申請をした場合は、その期間を含む)	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
勤 務 施 設 名 (施設ごとに作成)			
看 護 実 務 経 験 (有効期間内)	勤 務 期 間 (常 勤)	年 数	診 療 科 名 ・ 部 門 の 特 性 ・ 役 職 等
	年 月 ~ 年 月	年 力月	
	年 月 ~ 年 月	年 力月	
	年 月 ~ 年 月	年 力月	
	合 計	年 力月	

上記の更新審査の申請者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

役 割	
指 導 力	
そ の 他	

上記に相違ありません。

年 月 日

施 設 名

記載責任者 役職名

氏 名

㊞

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること (開封無効)。

勤 務 状 況 証 明 書

※西暦で記載

本人が記載

ふ り が な				
更 新 者 氏 名				
認 定 証	登 録 番 号	有 効 期 間 (更新期間延長申請をした場合は、その期間を含む)		
		自	年	月
		至	年	日
勤 務 施 設 名 (施設ごとに作成)				
看 護 実 務 経 験 (有効期間内)	勤務期間(非常勤)	年 月 ～ 年 月		
	診療科名・部門の特性・ 役職等			
	勤務した月数	か月		
	1 か月あたりの 勤務時間数	時間		
	勤務した月数 × 1 か月あたりの勤務時間数			時間

上記の更新審査の申請者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
 なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

役 割	
指 導 力	
そ の 他	

上記に相違ありません。

年 月 日

施 設 名

記載責任者 役職名

氏 名

印

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること (開封無効)。

実践活動報告書

※西暦で記載

氏名		施設名	
実践活動 (600 字程度)			
役割	委員会・コンサルテーションに関する活動	期 間	
	所属施設の教育・研修に関する活動	期間または実施日	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

施設名
役職名
氏名

印

(自筆署名または押印)

※枠内を出願者が記入後、直属の上司の署名あるいは押印をもって、上司が確認したことの証とする。

研修・研究活動等報告書

氏 名		記載日	年 月 日
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(※西暦で記載)	

大項目	小項目	記号	必須事項	活動内容	配点	単位	得点	小計
研修会	講師指導者	A		研修会講師	10	日		点
		B		精神科認定看護師志願者に対する指導	5	回		
		C		看護学生 実習指導者	2	年		
		D		看護学生対象の授業	2	単位		
	研修会参加	E		研修会への参加	3	日		
		F	●	精神科認定看護師を対象にした研修会 (本部主催)	5	日		
研究活動	発表	G	●	学会・研究会発表 筆頭者	10	題		点
		H	●	学会・研究会発表 共同研究者	5	題		
		I	●	学会主催者からの依頼による講師・演者	10	回		
	座長等	J		研究発表、シンポジウム、分科会等の座長	5	回		
		K		学会・研究会の企画・運営	10	回		
	学会参加	L		学会・研究会への参加	3	回		
	執筆・編集	M		学会誌・専門誌における査読・編集委員	10	年		
		N		専門書籍、専門雑誌、報告書の筆頭執筆者	10	編		
		O		専門書籍、専門雑誌、報告書の共著者	5	編		
社会活動	協会・支部活動	P		協会・支部における委員・活動	10	年		点
	社会活動	Q		学会・自治体・NPO法人等における社会活動	10	年		
		R		市民を対象とした精神保健医療福祉に関する活動	5	回		
合計点								点

	計算方法	得点
2024 年度までの得点 (様式 8-1)	点 × 0.5	点
2025 年度以降の得点 (様式 13)	点 × 1.0	点
合計得点		

(様式 14)

研修・研究活動等報告一覽

※西暦で記載

氏 名		記載日	年 月 日
活動期間	年 月 ～ 年 月	ページ番号	ページ

[illegible]

(様式 15-1)

看護実務時間証明書（活動記録）No. 1

本人が記載（精神科認定看護師制度運営規則第 14 条 2 により更新審査を受ける場合）

※西暦で記載

氏名	
施設名	
活動の場	
活動期間	年 月 ～ 年 月
活動年数	年 か月
活動頻度	
活動の対象者	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

施設名

役職名

氏名

印

（自筆署名または押印）

※活動を行った施設・団体・企業などの責任者による証明とする

(様式 15-2)

看護実務時間証明書（活動記録）No. 2

本人が記載

※西暦で記載

氏名	
活動内容	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

施設名
役職名
氏名

印

（自筆署名または押印）

※活動を行った施設・団体・企業などの責任者による証明とする

活動実績証明書

私は、精神科認定看護師として以下の活動を実施しましたので以下の通り申請いたします。

※西暦で記載

氏 名		
活動実績	記 号	
	活動内容	
	具体的な 内 容	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

施設名：

役職：

氏名：

(証明者による自筆署名または押印)

⑤

活動実績証明書

私は、精神科認定看護師として以下の活動を実施しましたので以下の通り申請いたします。

※西暦で記載

氏 名		
活動実績①	記 号	
	活動内容	
	具体的な 内 容	
活動実績②	記 号	
	活動内容	
	具体的な 内 容	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

施設名：

役職：

氏名：

(証明者による自筆署名または押印)

⑤

研修会参加証明一覽表

※西暦で記載

[illegible]

証明書類添付用紙

様式14に記載した活動内容を証明する書類のうち、参加証や領収証など、書類の提出の際に紛失のおそれのある小さな半券は本用紙に貼付する。証明書類 No 欄は、様式14に記載した活動内容の証明書類 No と対応するように記載する。貼付する際は、書類を重ねたり、用紙からはみ出したり、裏面には貼付しないこと。
※西暦で記載

氏 名			
記 載 日	年 月 日	ページ番号	ページ
証明書類 No	貼付欄		

(様式 20)

更新期間延長申請書

一般社団法人日本精神科看護協会 会長 殿

私は、下記の理由のため、精神科認定看護師の更新期間の延長を申請いたします。

年 月 日現在 ※西暦で記載

ふりがな		男 ・ 女	生年月日	年 月 日 () 才
申請者氏名	(自筆署名)		会員番号	
看護師 免許証	登録年月日	登録番号		
認定証	登録番号	有効期間 (更新期間延長申請をした場合は、その期間を含む)		
		自 年 月 日 至 年 月 日		
申請回数	回 目			
申請理由				
活動ができなかった期間	年 月 ~ 年 月			
証明書類				
所属施設 住 所	〒			
結果通知先 住 所	(施設 ・ 自宅) 〒			
連絡先	(施設・自宅・携帯) TEL ()			

(様式21)

精神科認定看護師 認定資格辞退届

一般社団法人日本精神科看護協会
会 長 殿

私は、日本精神科看護協会から認定された精神科認定看護師の資格を辞退します。

届出日	年 月 日	
氏名	(自署)	
認定証登録番号		
辞退の理由		
個人情報の公開	日精看オンラインの精神科認定看護師全国データの公開について、希望するものに○印をつけてください	
		資格の有効期間内は公開を希望
		速やかに非公開を希望
所属施設名		
通知文書送付先住所	(施設 ・ 自宅) 〒	
連絡先	(施設 ・ 自宅 ・ 携帯) TEL ()	

※氏名の欄は本人による自署とします。
※本状は精神科認定看護師認定証書を同封の上、下記へ送付して下さい。
一般社団法人日本精神科看護協会 認定事業担当
〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル7階

(様式30-1)

精神科認定看護師 再取得申請書（一次審査）

＊協会記入欄

受験番号

受付日

写真をはる位置

6か月以内に
撮影したカラー写真

1. 縦40mm 横30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

日本精神科看護協会 会長 殿

私は精神科認定看護師の再取得を申請いたします。

年 月 日現在 ※西暦で記載

ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 () 才
申請者氏名	(自筆署名)		入会状況	会員番号 () ・非会員
看護師 免許証	登録年月日	登録番号		
	年 月 日			
所属施設名				連絡先（施設・自宅・携帯） TEL ()
所属施設住所	〒			
結果通知先住所	(施設・自宅) 〒			

協会記入欄

資格喪失					
失効日	年	月	日		
理由	第9条①	第9条②	第9条③	第9条④	第9条⑥

(様式30-2)

精神科認定看護師 再取得申請書（二次審査）

日本精神科看護協会 会長 殿

私は精神科認定看護師の再取得を申請いたします。

*協会記入欄

受験番号

受付日

写真をはる位置

6か月以内に
撮影したカラー写真

1. 縦40mm 横30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

年 月 日現在 ※西暦で記載

ふりがな		男 ・ 女	生年月日	年 月 日 () 才
申請者氏名	(自筆署名)		入会状況	会員番号 () ・ 非会員
看護師 免許証	登録年月日	登録番号		
	年 月 日			
所属施設名				連絡先（施設・自宅・携帯） TEL ()
所属施設住所	〒			
結果通知先住所	(施設・自宅) 〒			

(様式 31)

理由書

氏 名

2. 再取得をめざす理由

推 薦 状

精神科認定看護師の再取得資格審査の申請にあたり下記の申請者を推薦いたします。

申請者が記入

申請者氏名	
確 認 欄	自身が管理者であるため上司がいない場合は、下記にチェックを入れてください。 ☐ 私自身が管理者であるため、推薦者はいません。

上司が記載

※西暦で記載

過去5年間の 勤務経験	勤務期間	年数	診療科名・部門の特性・役職等	雇用形態
	自 年 月 至 年 月	年 力月		常 勤 非常勤
	自 年 月 至 年 月	年 力月		常 勤 非常勤
	自 年 月 至 年 月	年 力月		常 勤 非常勤
申請者との 関 係	※申請者とどのような関係にありますか。 現在の上司 ・ 元上司 ・ その他（ ）			
	※申請者をどれ位の期間、ご存知ですか。 年 ～ 年			
推 薦 す る 理 由				
活 動 実 績	看護 実践力			
	役割			
	指導力			

年 月 日

施 設 名

推 薦 者 役職名

氏 名



(自筆署名または押印)

* 上司により記載し、記載者により厳封すること（開封無効）

精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書

本人が記載

※西暦で記載

ふ り が な			
更新者氏名			
活動期間	自 至	年 年	月 月 日 日
勤務施設名 (施設ごとに作成)			
看護実務経験 (活動期間内)	勤務期間 (常勤)	年数	診療科名・部門の特性・役職等
	年 月 ~ 年 月	年 ヵ月	
	年 月 ~ 年 月	年 ヵ月	
	年 月 ~ 年 月	年 ヵ月	
	合計	年 ヵ月	

上記の再取得審査の申請者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

役 割	
指 導 力	
そ の 他	

上記に相違ありません。

年 月 日

施設名

記載責任者 役職名

氏 名

⑩

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること (開封無効)。

精神科認定看護師再取得審査 勤務状況証明書

本人が記載

※西暦で記載

ふ り が な				
更 新 者 氏 名				
活 動 期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日
勤 務 施 設 名 (施設ごとに作成)				
看護実務経験 (活動期間内)	勤務期間(非常勤)	年 月 ~ 年 月		
	診療科名・部門の特性・ 役職等			
	勤務した月数	か月		
	1 か月あたりの 勤務時間数	時間		
	勤務した月数 × 1 か月あたりの勤務時間数			時間

上記の再取得審査の申請者について、下記の内容に関してご回答いただきますようお願い申し上げます。
なお、記載は直属の上司とし、記載者により厳封をお願いいたします。

役 割	
指 導 力	
そ の 他	

上記に相違ありません。

年 月 日

施 設 名

記載責任者 役職名

氏 名

印

(自筆署名または押印)

* 直属の上司により記載し、記載者により厳封すること (開封無効)。

「障がい者」の表記について

2004 年 5 月 5 日、秋田市において開催された平成 16 年度通常総会で会員から“国レベルでは「痴呆」の名称変更が検討される予定と聞いているが、障害者の「害」の表記についても一部自治体では平仮名を使用しているところもある。協会ではどのように考えているのか”という質問が投げかけられました。

これを受け、2004 年度第 2 回理事会（2004 年 6 月 26 日）にて検討を行いました。「害」については、大辞林によると「ものごとのさまたげとなるような悪いこと」「悪い結果や影響を及ぼす物事」と説明されており、「障害者」は「悪いひと」というイメージを連想します。しかし、現在は「害」に替わる適切な用語も見当たりません。

東京都町田市では“「害」の文字は、「悪くすること」「わざわざい」という否定的な意味（「広辞苑」より）があるため、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合に、「害」を使用することは人権尊重の観点からも好ましくないと考え、行政が率先して、少しでも障がい者に対して不快感を与えないように表記を改めることにしました（2002 年 6 月 1 日 町田市公式 web サイトより一部抜粋）と「害」を平仮名に変更しています。その他、静岡県、多摩市、安城市、沖縄市、奈良市、北広島市、北九州市、北見市、札幌市、志木市、鹿嶋市、石狩市、群馬県玉村町（順不同）などの地方自治体も同様に変更しています。

理事会では、ノーマライゼーションの推進の観点からその趣旨を賛同し、一部自治体の例に倣って、2005 年 7 月 1 日より適切な表現が提唱されるまでの間は「がい」と表記することを決定しました。

精神科認定看護師制度ガイドブック

発行日：2025年4月1日

発 行：一般社団法人日本精神科看護協会 教育認定委員会

〒108-0075東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F

電話：03-5796-7033 FAX: 03-5796-7034 mail:info@jpna.or.jp

<https://jpna.jp>